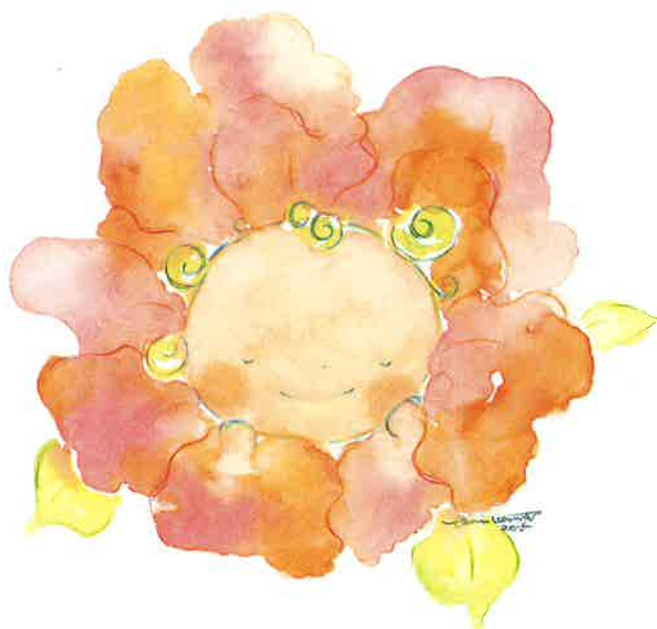


# 第2期 南部町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

南部町

# 南部町子ども・子育て支援事業計画

## 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画策定の位置づけ	
3.	計画の期間	
4.	計画の対象	
5.	計画の推進体制	
6.	計画の点検及び評価	
第2章	南部町の現状と課題	3
1.	南部町の概況	
2.	子育て支援施策の実施状況	
3.	アンケート結果の概要	
4.	南部町の子ども・子育て支援の課題	
第3章	計画の基本的な考え方	17
1.	基本理念	
2.	基本目標	
第4章	具体的な施策について	19
1.	地域における子育て支援	20
2.	保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	25
3.	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	29
4.	子育てを支援する生活環境の整備	32
5.	仕事と家庭の両立	33
6.	子どもの安全確保	34
7.	要保護児童等への対応	36
第5章	子ども・子育て支援事業計画	39
1.	子ども・子育て支援法に係る体系	
2.	提供区域の設定	
3.	幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容	
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容	
第6章	保育園のあり方について	48
1.	背景	
2.	幼児教育・保育等の状況	
3.	整備方針・方向性	
4.	保育園等の具体的な計画（目標）	
参考資料		
1.	計画策定の経過	
2.	南部町子ども・子育て会議委員名簿	
3.	南部町子ども・子育て会議条例	
4.	用語集	

### 1. 計画策定の趣旨

わが国における急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加など近年の社会環境の変化により、子育ての不安感や負担感を抱く方が増えており、子どもを産み育てやすい環境を整備していくことが急務となっています。

国においては、社会保障と税の一体改革において、子ども・子育て支援は、社会保障の一つとして年金、医療、介護に並ぶ4つ目の柱として位置づけられ、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みの推進を目指しています。

本町においても、町の宝であり未来を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちと、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を目指し、平成27年3月に「南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援施策を実施してきました。

このたび、本計画の期間が令和元年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえた見直しを行い、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### 2. 計画策定の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の質的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合など、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の一部見直しを行います。

平成30年度 (2018年度)	平成31(令和元)年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画策定		第2期計画(計画期間)				
第1期計画		↑				
南部町子ども・子育て会議において適宜、見直し及び評価を実施					次期計画策定	

### 4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでのおおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とし、次代の親づくりという観点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

また、子育て支援を行政と連携、協力して行う、事業者、地域住民、団体などの地域社会を構成するすべての人を対象とします。

### 5. 計画の推進体制

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわる事業に従事する者、子育て中の保護者などで構成する「南部町子ども・子育て会議」を設置し、本町における子ども・子育て支援のあり方について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

本計画の推進にあたっては、基本理念である「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」の育成をめざし、町内の関係機関と連携し、横断的な施策に取り組むとともに、多くの町民や子育て当事者の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化等によって、計画に定める量の見込みが大きく変動すると見込まれる場合には、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応し、的確に反映させます。

### 6. 計画の点検及び評価

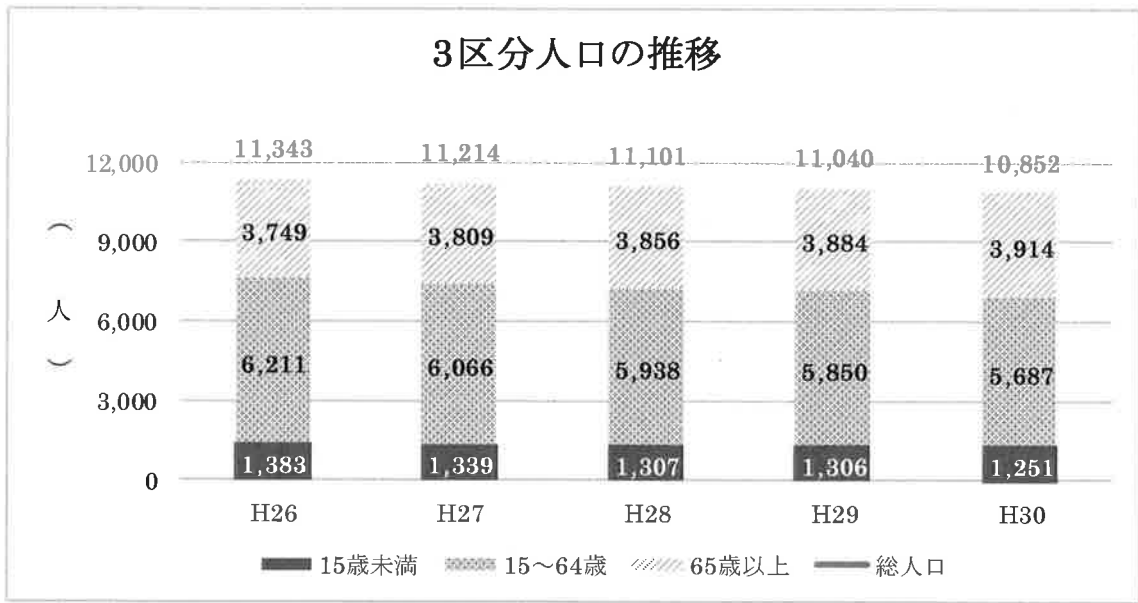
この計画の取り組み状況については、南部町子ども・子育て会議を中心に、継続的に点検、評価を行い、その内容についてインターネット等により公表します。

## 第2章 南部町の現状と課題

### 1. 南部町の概況

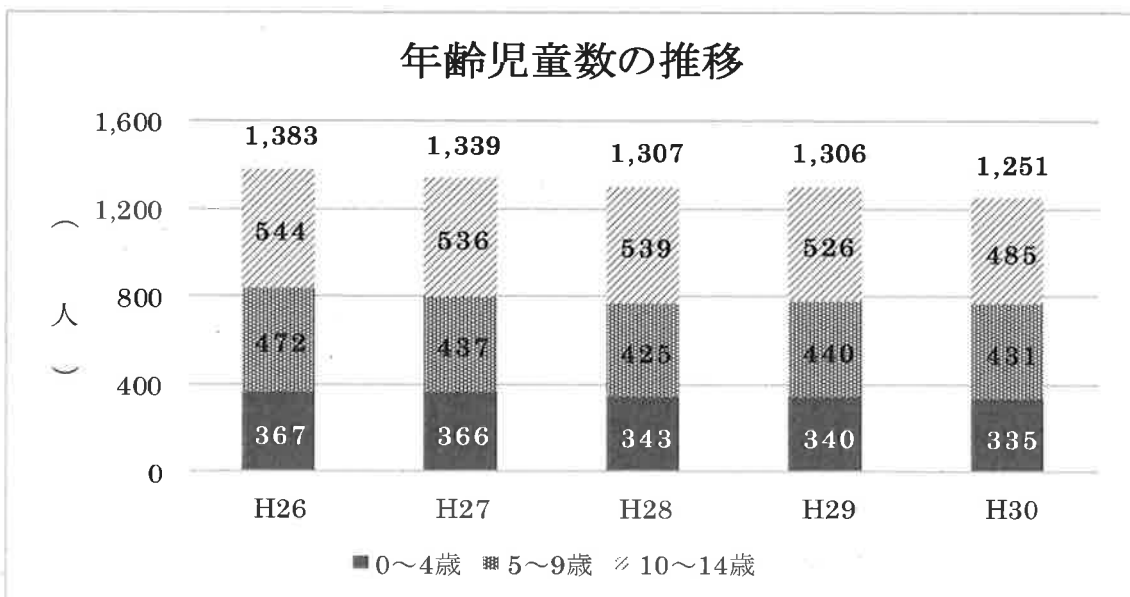
【年齢3区分人口の推移】（資料：住民基本台帳 各年度末現在）

本町の人口は、平成26年～平成30年の5年間で、491人（4.33%）の減少となっています。3区分別の状況は、15歳未満が132人（9.54%）の減、15歳～64歳が524人（8.44%）の減、65歳以上は、165人（4.40%）の増加となっています。



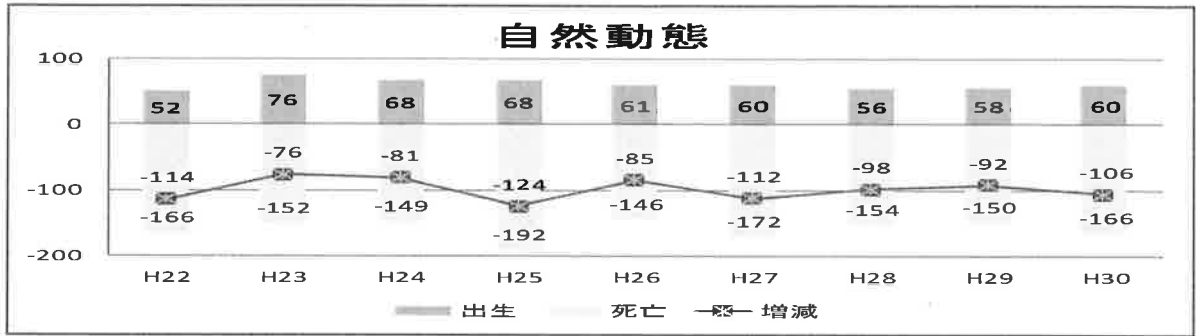
【児童（5歳毎）人口の推移】（資料：住民基本台帳 各年度末現在）

14歳以下の児童の人口は、平成26年～平成30年の5年間で132人（9.54%）減少し、最も減少したのは、10～14歳で59人（10.85%）の減、次いで5～9歳で41人（8.69%）の減、0～4歳で32人（8.72%）の減となっています。



【自然動態】

出生数と死亡数の動向は、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然動態は100人前後の減で推移しています。



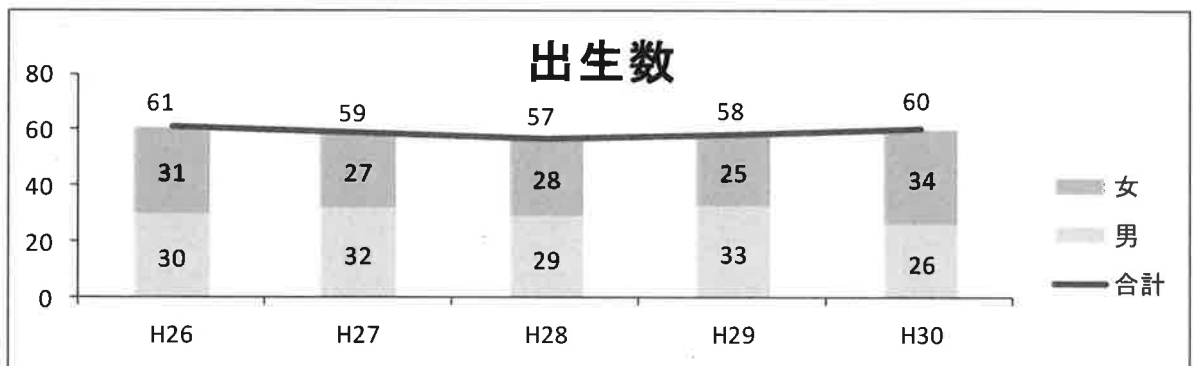
【社会動態】

社会動態(転入と転出)の動向は、転出者が転入者を上回っており減少傾向にあります。なお、平成30年の転出超過は、障がい者支援施設が町外に移転したことに伴い、入所者の大半が町外に転出したのが主要因です。



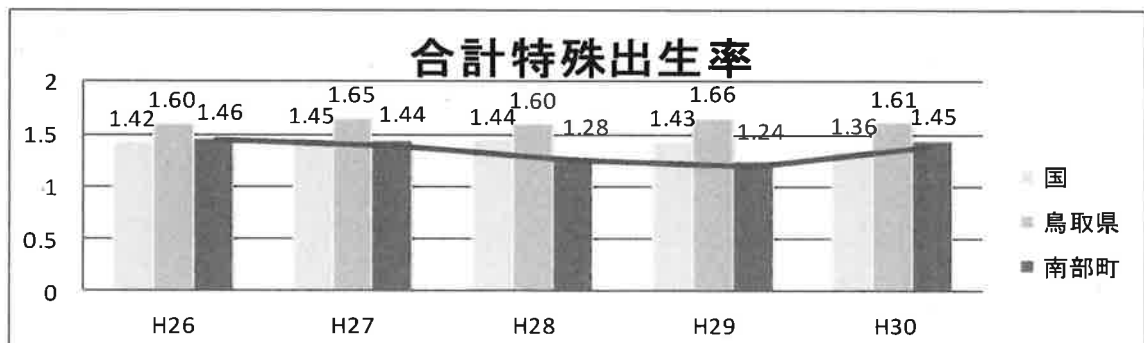
【出生数】(資料：鳥取県人口動態統計)

平成26年～平成30年の5年間の出生数は、60人前後で推移しています。



【合計特殊出生率】(資料：厚生労働省人口動態統計・鳥取県人口動態統計※一部加工)

本町の合計特殊出生率は、平成19年以降、鳥取県平均を下回ったまま推移しています。



## 2. 子育て支援施策の実施状況

### (1) 保育サービス等の状況

#### 【保育園の状況】

保育園の概要（平成31年4月1日現在）

保育所名	定員	開所時間	受入年齢	特別保育事業					
				延長	乳児	障がい児	休日	一時	病児病後児
さくら保育園	90人	7:00～19:00	6か月～5歳	○	○	○			
つくし保育園	120人	7:00～19:00	6か月～5歳	○	○	○			
ひまわり保育園	60人	7:30～18:30	6か月～5歳		○	○			
すみれこども園	120人	7:30～18:30	6か月～5歳		○	○		○	
小規模保育園 南部町ベアーズ	19人	7:00～19:00	6か月～2歳	○	○				
さくらキッズ	地域枠 5人 従業員 枠7人	7:30～19:00	6か月～2歳	○	○				

保育園利用児童の推移（各年度の4月1日現在の利用児童数）

保育所名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
さくら保育園	70人	64人	65人	64人	58人
つくし保育園	114人	112人	103人	94人	84人
ひまわり保育園	63人	62人	65人	54人	57人
すみれこども園	102人	105人	114人	111人	106人
小規模保育園 南部町ベアーズ	-	-	-	-	18人
さくらキッズ	-	-	-	-	地域枠2人

#### 【放課後児童クラブの状況】

放課後児童クラブの概要（平成31年4月1日現在）

児童クラブ名	施設	定員	開所時間
あいみ児童クラブ	会見農村環境改善センター	68人	月曜～金曜日 放課後～18:30
ひまわり学級	プラザ西伯 法勝寺児童館	138人	第1・3土曜日・長期休業中 8:00～18:30
東西町放課後児童クラブ	東西町集会所	20人	

放課後児童クラブ別利用登録児童の推移（各年度の3月現在の登録児童数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
あいみ児童クラブ	42人	45人	52人	45人	54人
ひまわり学級	63人	75人	75人	70人	74人
東西町放課後児童クラブ	20人	18人	16人	16人	16人
合計	125人	138人	143人	131人	144人

放課後児童クラブ利用登録児童の内訳（各年度の3月現在の利用実績のある児童数）

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	か所数
平成26年度	37人	42人	27人	18人	1人	0人	125人	3か所
平成27年度	38人	34人	38人	21人	7人	0人	138人	3か所
平成28年度	44人	34人	31人	20人	11人	3人	143人	3か所
平成29年度	37人	40人	25人	15人	8人	6人	131人	3か所
平成30年度	53人	35人	32人	16人	3人	5人	144人	3か所

【子育て総合支援センターのびのびの利用状況】

子育て総合支援センターのびのび利用者の推移（大人子ども・町外利用含む）

	利用者数(人)	開所日数(日)	一日平均利用(人)
平成26年度	3,875	290	13.36
平成27年度	4,073	291	14.00
平成28年度	3,866	291	13.29
平成29年度	4,953	287	17.26
平成30年度	3,802	207	18.37

【ファミリー・サポート・センターの利用状況】

ファミリー・サポート・センターの活動実績の推移（各年度の3月現在の会員数）

	会員数(人)	活動実績(日)
平成26年度	108	65
平成27年度	110	2
平成28年度	109	2
平成29年度	103	0
平成30年度	97	0

【病児・病後児保育の利用状況】

病児・病後児保育施設の利用者の推移（延べ人数）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
464	467	643	392	245

【乳児家庭全戸訪問事業の状況】

乳児家庭全戸訪問事業 訪問件数の推移(件)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
57	60	53	63	54

【一時預かり事業の状況】

一時預かり事業 利用者の推移（延べ人数）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
219	396	447	161	369



### 3. アンケート結果の概要

本計画策定の基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の状況や、今後の利用希望、意見等を把握するために、以下のアンケート調査を実施しました。

#### 【子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート】

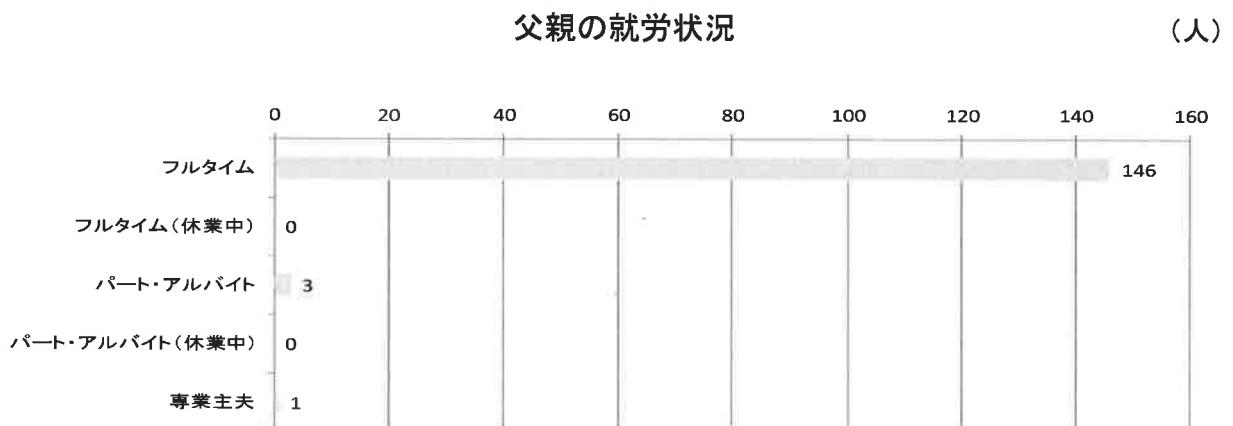
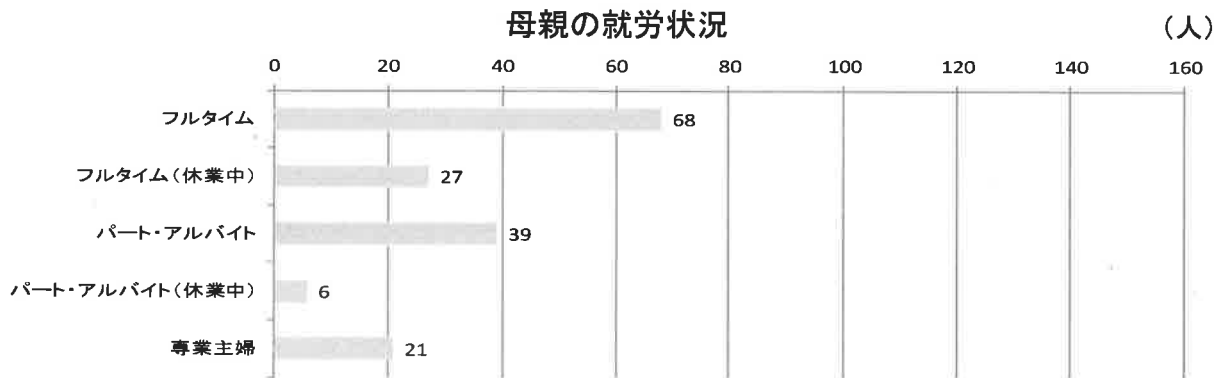
##### (1) 調査の概要

- 目的：保護者の就労状況やサービス利用の実態、今後の利用希望、子育てに関する意識や意見の把握
- 期間：平成31年3月1日～平成31年3月22日
- 対象：町内在住の0歳～年長児を養育する351世帯・児童数489人
- 方法：配布 町立認定こども園・保育園又は郵送  
回収 子育て支援センター・保育園設置の回収箱又は郵送

##### (2) 回収結果

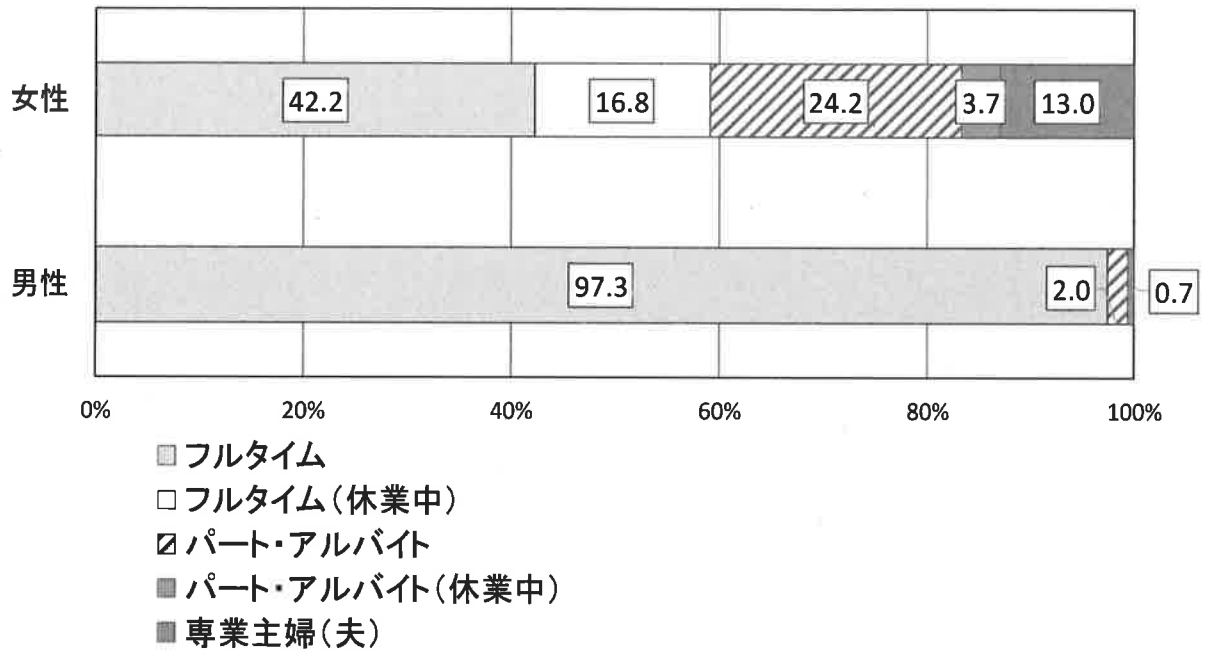
対象世帯	配布件数	回収件数	回収率
会見地区	116	57	49.14%
西伯地区	232	104	44.83%
計 (広域入所含む)	351	162	46.15%

##### (1) 主な調査結果



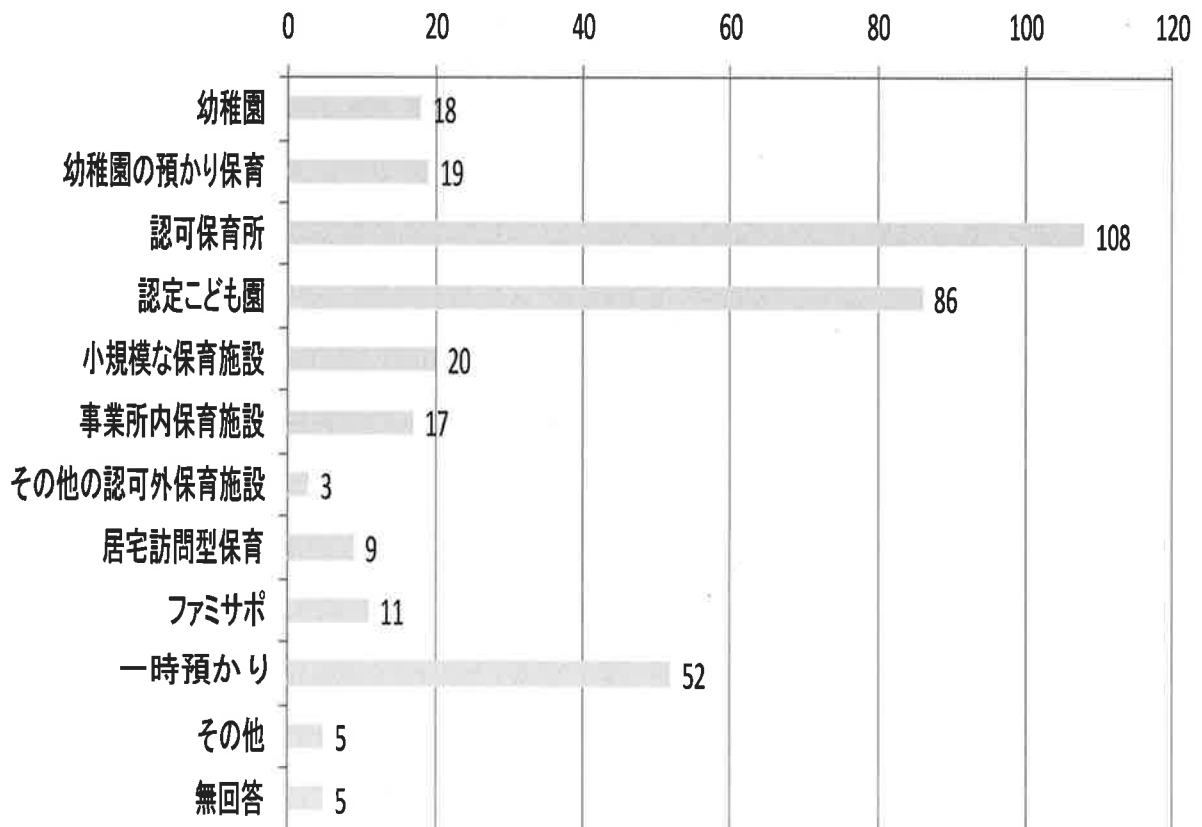
女性・男性の就労割合

(%)



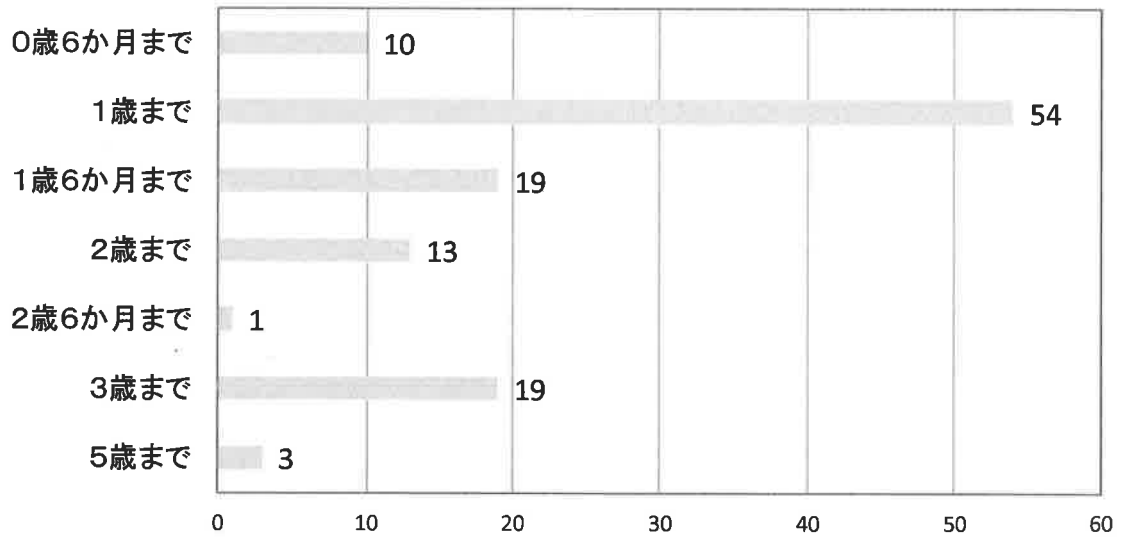
定期的にご利用したい教育・保育事業 (複数回答)

(人)



平日の教育・保育事業（保育園等）に入園を希望する年齢（回答者のみ）

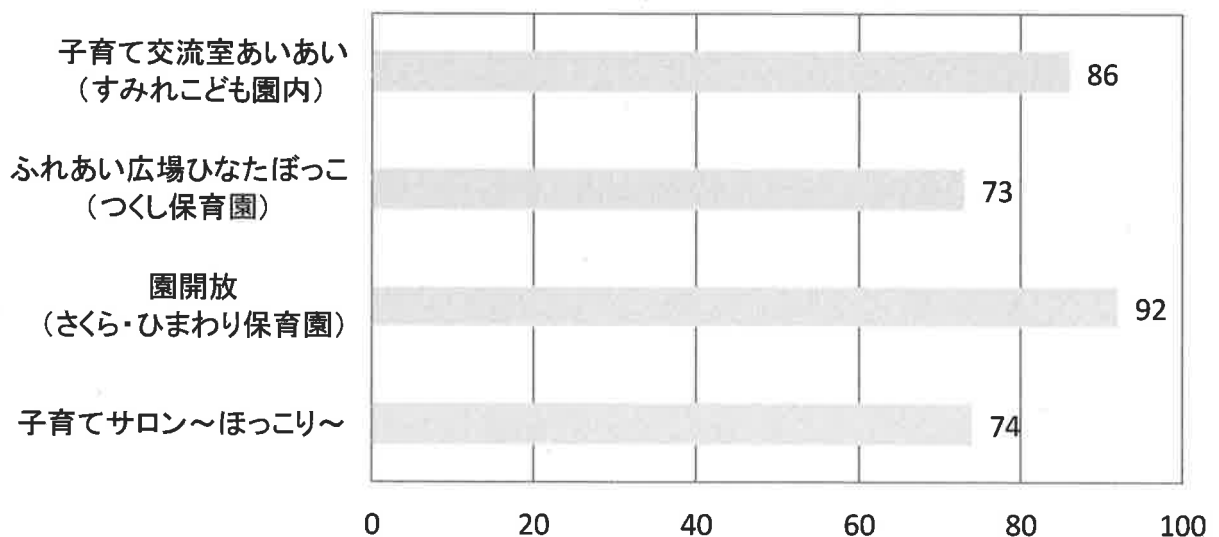
(人)



地域の子育て支援事業の満足度

0歳児から就学前児では、「利用経験あり」を選択した保護者の約9割が「園開放」「子育て交流室あいあい」を「利用しやすい（満足している）」と回答しています。また、保護者の約7割が「ふれあい広場ひなたぼっこ」「子育てサロン～ほっこり～」を「利用しやすい（満足している）」と回答しています。

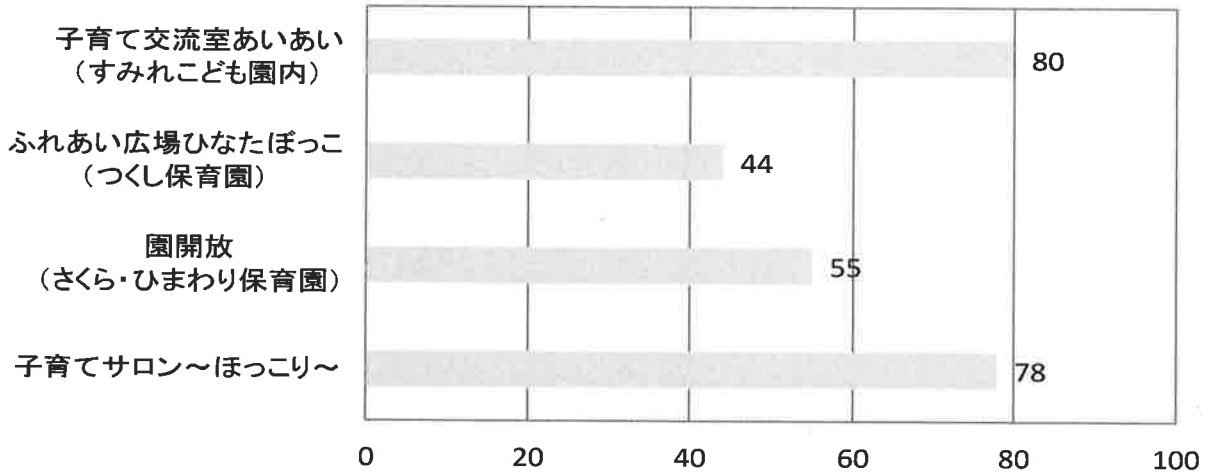
(%)



## 地域の子育て支援事業の利用希望

0～2歳児では、保護者の約8割が「子育て交流室あいあい」「子育てサロン～ほっこり～」について「今後利用したい」と回答しています。また、保護者の半数が「ふれあい広場ひなたぼっこ」「園開放」について「今後利用したい」と回答しています。

(%)

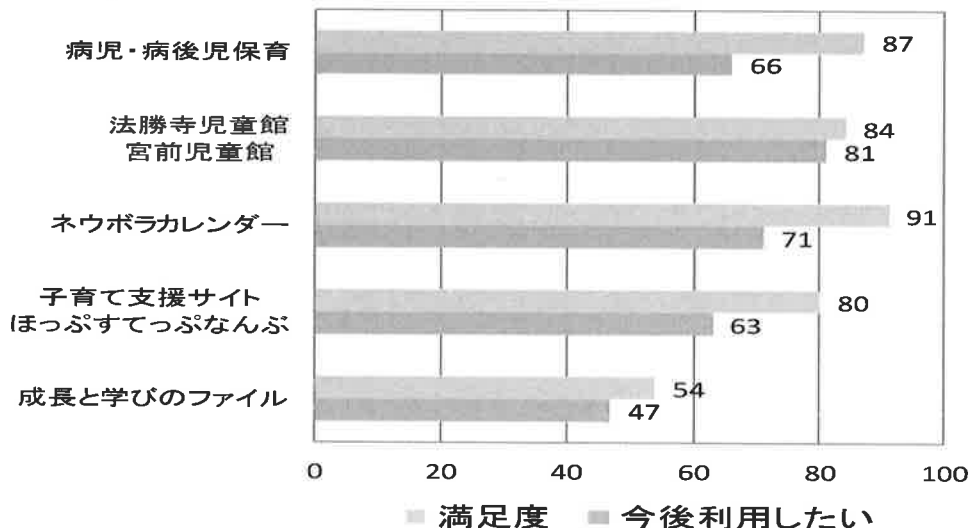


## その他の子育て支援事業の満足度・利用希望

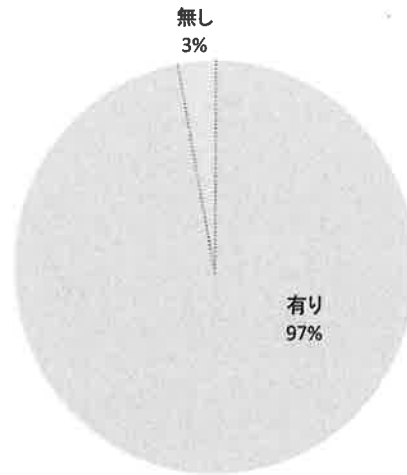
0歳児から就学前児では、「病児・病後児保育」「法勝寺児童館・宮前児童館」「ネウボラカレンダー」「子育て支援サイトほっぷすてっぷなんぶ」について、「利用経験あり」を選択した保護者の約8～9割が「利用しやすい (満足している)」、また、保護者の約6～8割が「今後利用したい」と回答しています。

一方、「成長と学びのファイル」については、「利用経験あり」を選択した保護者の半数が「利用しやすい (満足している)」、「今後利用したい」と回答していますので、利用しやすいものに改善していきます。

(%)

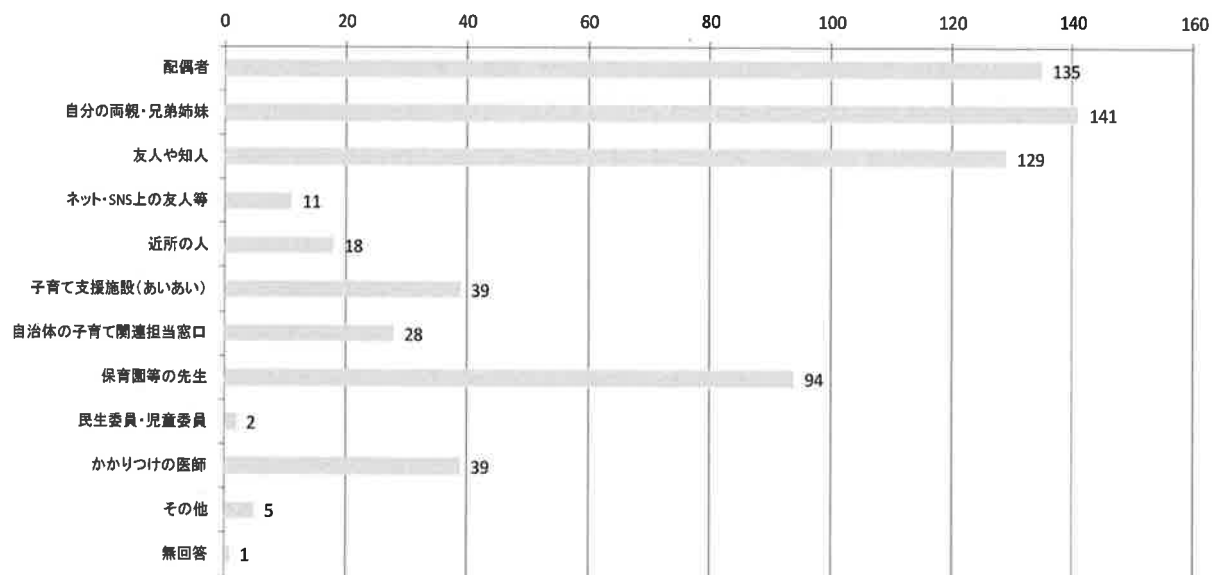


## 気軽に相談できる人や場所



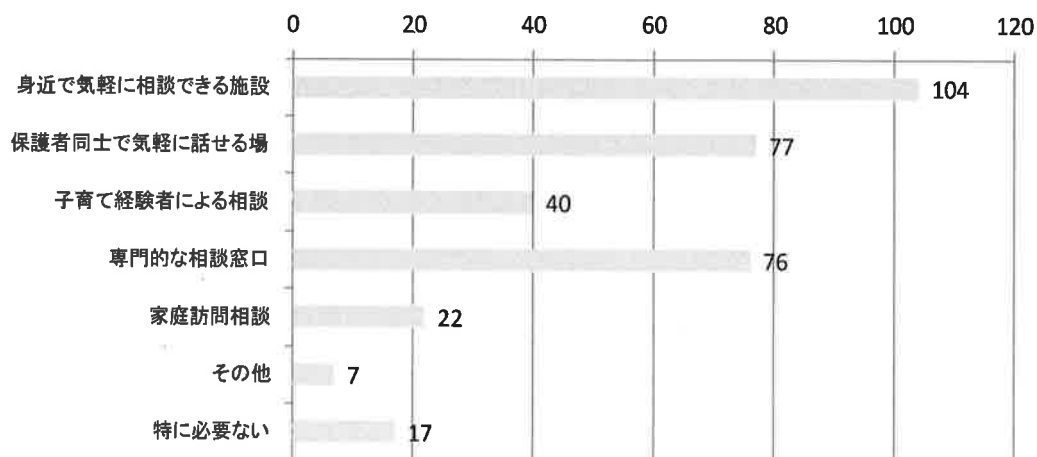
## 「有り」と回答した人の相談先（複数回答あり）

(人)



## 子育ての相談先・サポート環境の希望状況（複数回答あり）

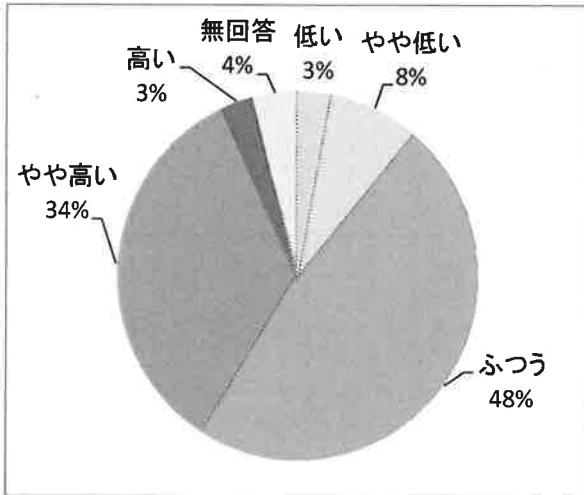
(人)



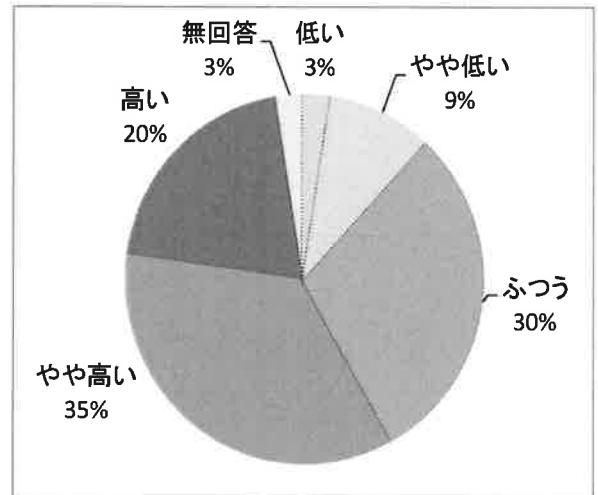
## 子育て環境や支援に関する満足度

平成30年度調査では、満足度が「低い」が3%、「やや低い」が9%、「ふつう」が30%、「やや高い」が35%、「高い」が20%となっており、平成25年度調査と比較して、「やや高い」と「高い」の合計が18ポイント高くなっています。

(平成25年度)



(平成30年度)



### 子育て環境や支援についての意見（自由記述）

保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士不足に関すること（23件）</li> <li>・休日保育の希望に関すること（7件）</li> <li>・園の老朽化や設備に関すること（5件）</li> <li>・園での体制や対応に関すること（4件）</li> <li>・土曜保育の受け入れ体制に関すること（2件）</li> <li>・希望園に関すること（2件）</li> <li>・保育料に関すること（1件）</li> <li>・保護者会に関すること（1件）</li> <li>・保護者説明会に関すること（1件）</li> </ul>
学童保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週土曜日の実施希望に関すること（2件）</li> <li>・利用時間の延長に関すること（1件）</li> <li>・学童の実施場所に関すること（1件）</li> </ul>
一時預かりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急枠での希望に関すること（2件）</li> <li>・各園での希望に関すること（1件）</li> <li>・0歳児の一時預かりに関すること（1件）</li> </ul>
病児・病後児保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低料金での実施希望に関すること（3件）</li> <li>・町内での実施希望に関すること（1件）</li> <li>・利用時間の拡大に関すること（1件）</li> <li>・施設の充実にに関すること（1件）</li> </ul>
保健・医療に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健診に関すること（8件）</li> <li>・医療費助成に関すること（1件）</li> </ul>
子育て環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援拠点に関すること（7件）</li> <li>・保護者同士の仲間づくりに関すること（2件）</li> <li>・子育てサロンに関すること（2件）</li> </ul>
子どもの居場所に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童公園の確保に関すること（11件）</li> <li>・子どもが遊ぶことができる施設の確保に関すること（9件）</li> <li>・児童館に関すること（8件）</li> </ul>
制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的負担軽減の希望に関すること（4件）</li> <li>・ファミリー・サポート・センターに関すること（2件）</li> <li>・子育て応援企業に関すること（2件）</li> <li>・子育て応援ポイント事業に関すること（1件）</li> <li>・誕生祝い品に関すること（1件）</li> <li>・定住対策に関すること（1件）</li> </ul>
教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全に関すること（5件）</li> <li>・保護者への対応に関すること（2件）</li> <li>・中学校の学校選択制に関すること（1件）</li> <li>・バス通学に関すること（1件）</li> <li>・駐車場の確保に関すること（1件）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール等匿名で相談できる体制に関すること（3件）</li> <li>・町内の住環境に関すること（2件）</li> <li>・情報提供に関すること（1件）</li> </ul>

## 4. 南部町子ども・子育て支援の課題

「南部町子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月策定)に基づく事業の実施状況、アンケート調査結果等から、本町の子ども・子育て支援の課題は、以下のとおりと考えます。

### (1) 子育て家庭を中心とした包括的な支援体制

- インターネット等の普及により、情報がたやすく手に入る環境になった一方で、多くの情報の中から適切な情報を選択する力、判断する力が個人に求められています。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及が、新たな育児不安の要因となっている一面もあります。
- 核家族化や少子化により、地域とのつながりが希薄になった環境の中で、保護者が一人で不安や悩みを抱え孤立することのないよう、子ども同士を遊ばせながら気軽に話し合える場や、気軽に相談できる場が重要になっています。就学前のみならず、18歳までの児童の保護者が抱える疑問や悩みを適切に解決できるよう、的確な情報提供を行い、必要な支援につなげていけるよう、情報提供や相談支援体制の構築が求められています。
- 妊娠、出産、子育ての各ステージにおける相談支援が、行政や関係機関からの単なる情報提供にとどまらないよう、支援の連続性が子どもと保護者に実感できる、子育て家庭を中心とした「切れ目のない支援」となることが必要です。このため、「子育て包括支援センターネウボラ」と地域子育て支援拠点「子育て交流室あいあい」が連携し、子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる体制づくりを推進していきます。
- アンケート結果により「定期的に利用したい教育・保育事業」の中で、ファミリー・サポート・センターの利用希望が少ないこと、子育て短期支援事業（ショートステイ）や産後ケア事業と同様に利用実績が少ないことから、援助会員を増やすよう募集方法を見直す必要があります。
- 子育てに関する地域資源や必要なサービスを繋ぐソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められています。

### (2) 多様化する保育ニーズへの対応

- 保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育ニーズも多様化しています。  
アンケート結果により0歳児からの入所希望が増加していること、保護者の多様な就労時間に対応できる延長保育の充実、休日保育のニーズについても検討が必要です。
- 病児・病後児保育は、必要な家庭が利用しやすい体制整備が求められています。
- 保護者の子育ての負担軽減のために一時預かりを実施していますが、保育士不足のため児童の受入について保護者のニーズに応えられず、人材確保が課題となっています。
- アンケート結果により「保育士不足に関すること」について意見が多かったことは待機児童への不満が高まっていることを窺うことができ、保育園における受入体制を整備するための、保育を行う人材の確保が課題となっています。



○保護者が抱く乳幼児期の幼児教育・保育への期待感も高まっています。個々の子どもの発達を保障し、最大限の能力を引き出すことができるよう、地域から信頼され、期待される園、学校づくりが求められています。

### (3) 放課後児童の居場所の確保

○放課後の過ごし方についての希望は、子どもの成長段階に応じて、また、子ども自身と保護者によっても若干ニーズが異なりますが、共通する課題は、放課後の居場所として、子どもたちが安心安全に過ごせる環境の整備です。放課後児童クラブの充実のほか、児童館、公園等、子どもたちが安心して遊べる場所の確保が課題です。

○放課後児童クラブは、高学年においても一定のニーズはあると見込まれ、クラブでの過ごし方についても、子どもの成長段階に応じた内容の充実が求められています。児童館についても、来館者が固定化しないよう活動のPRを行っていく必要があります。放課後児童クラブ、児童館共に受け入れ体制の整備と質の向上、人材の確保が課題となります。

### (4) 仕事と子育ての両立支援

○共働きの家庭が増加し、さらに父親も母親も長時間就労をしながら子育てしている家庭が多いことから、男女を問わず、仕事と生活の調和を図ることが課題です。

○働く人が子どもを産み育てやすい環境をつくるためには、保育施設の確保や子育ての負担軽減等のサービスの充実を図る一方で、働く職場や働く人自身の意識改革によって、働き方の見直しを行うことが重要です。

○男性の育児参加意識の醸成により、男女が協力して子育てできる環境を整えることが求められています。

### (5) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への働きかけ

○特別な支援を必要とする児童や家庭は増加傾向にあり、家庭の抱える問題は、多様化、複雑化しています。より専門的な支援を行うための人材の育成や確保、関係機関の緊密な連携が課題となっています。

○児童虐待については、早期発見、未然防止を行うため、関係機関の役割分担と緊密な連携が求められています。

○ひとり親家庭は年々増加傾向にあり、経済的支援、生活支援、就労支援等を継続的に行っていく必要があります。

○障がい児に対する施策は、「南部町障がい者プラン」との連携により、障がいの有無に関わらず、地域の中で共に育ち合う環境を整備することが必要です。

○特別な支援を必要とする子どもや家庭への働きかけについても、支援を要する家庭を中心にした包括的な支援と連続性を意識した体制づくりが求められています。

## (6) 少子化対策の推進

- 少子化や核家族の進行による孤立した子育て等の課題を解決していくためには、子育て支援を充実させることが重要です。
- 少子化に歯止めをかけ、地域活性化につながるよう、町全体で少子化対策と子育て支援を進めていくため、平成26年度から町全体で総合的に少子化対策事業の取組みを開始しています。
- アンケート結果により「公園整備」や「遊ぶことができる施設の確保」、「児童館」など、「子どもの居場所」に関する意見が多かったため、少子化対策の一環として推進している「子どもの遊び場」の整備について、既存の公共施設の有効活用を含めて、広域的な整備計画を立てる必要があります。

## (7) 保育園の老朽化対策

本町の保育園等は昭和50年代に建築されたものもあり、建替え等の計画が必要な時期になっています。保護者の期待に沿った多様な保育サービスを提供することができるよう保育園のあり方について検討を行っていく必要があります。

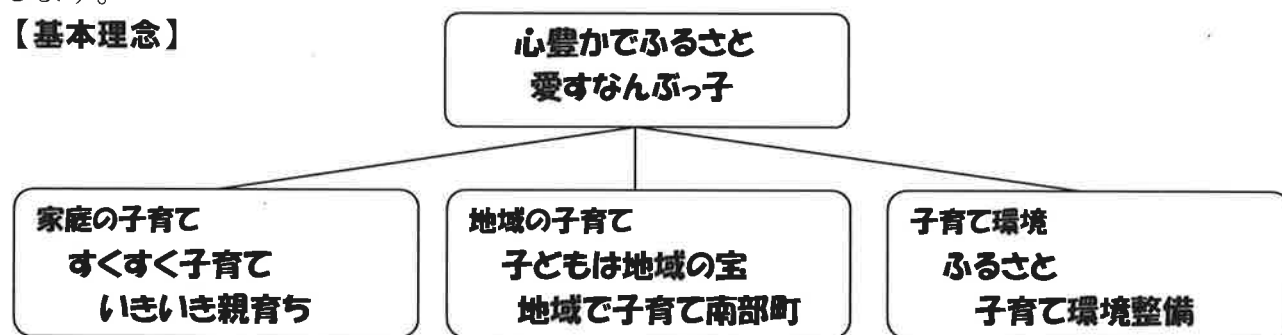
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

地域の宝である子どもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとしてこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりを目指し、「心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる、子ども・子育て支援に関する意義や子どもの育ちに関する理念を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするため、また、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するために、地域社会全体で子ども・子育て家庭を支える取り組みを推進していくものとします。

#### 【基本理念】



### 2. 基本目標

基本理念の実現のため、以下の基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

#### 【基本目標】

#### 1. 地域における子育て支援

子育て中の保護者が安心して子育てができ、子どもたちが地域での一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの育ちを地域で支える環境づくり

#### 2. 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てを通じて、健全な子育て環境を確保するため、保護者の健康づくり、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

- (1) 母子保健と子どもの健康づくりの充実
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

#### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化の進行により、次代の親が減少していくなかで、次代の親が子育てに喜びを感じながら、子どもとともに育ち合えるよう、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。

- (1) 次代の親の育成
- (2) 地域とともに歩む乳幼児期の幼児教育・保育、学校教育の推進
- (3) 地域と連携した家庭教育の推進

#### **4. 子育てを支援する生活環境の整備**

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てができるよう、良好な居住環境の整備、安心して外出できる環境の整備等、安心・安全なまちづくりを推進し、子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための環境整備を行います。

- (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備

#### **5. 仕事と家庭の両立**

働く誰もが生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

#### **6. 子どもの安全確保**

子どもの交通安全を確保するための取組み、子どもを犯罪被害から守るための活動の推進により、犯罪に巻き込まれないだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、子どもと保護者の意識を高めるための啓発等、地域ぐるみで子どもの安全を確保する環境をめざします。

- (1) 安全教育・防災教育の推進
- (2) 犯罪被害から守るための活動推進

#### **7. 要保護児童等への対応**

支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援を切れ目なく行うことで、支援を要する子どもを地域ぐるみで見守り、すべての子どもが安心して生活できる地域社会をめざします。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

# 第4章 具体的な施策について

この計画は、第2章の現状を踏まえて、第3章の施策の基本的な考え方に沿って、次のような体系とし、具体的な施策を進めます。

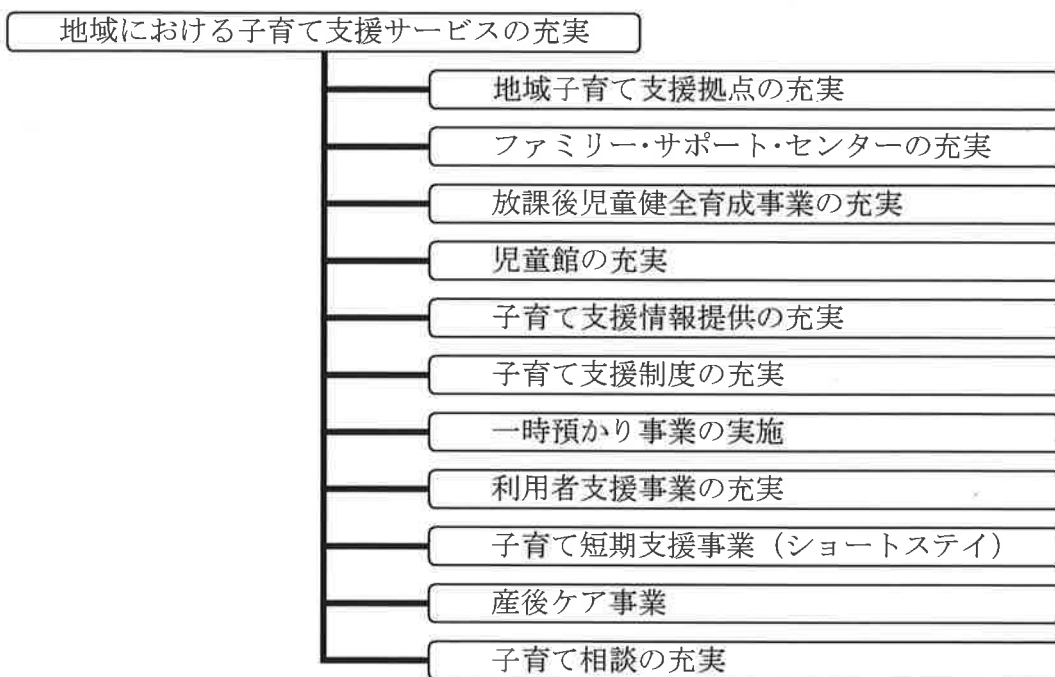


## 1. 地域における子育て支援

子育て中の保護者が安心して子育てができ、子どもたちが地域の一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、きめ細やかなサービスの提供に努めます。



#### 主な施策と概要

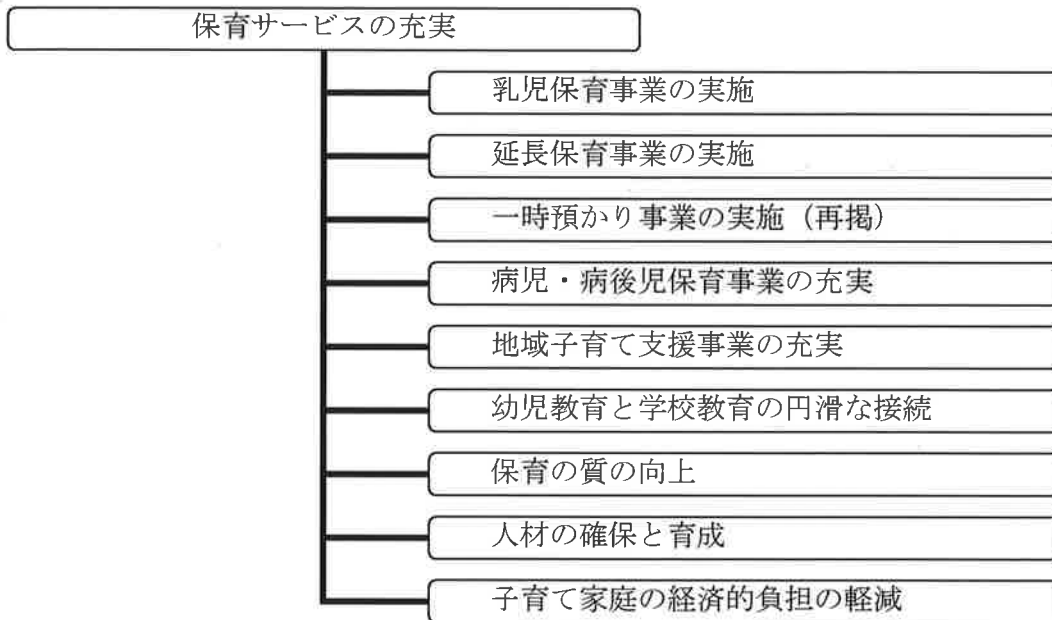
施策	概要
地域子育て支援拠点の充実	地域における子育て支援の拠点として、子育て交流室あいあいの充実と関係機関との連携を図ります。
ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの円滑な運営を図り、ニーズに対応するための質の向上と認知度の向上に努めます。
放課後児童健全育成事業の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象とした児童の健全育成事業として、「ひまわり学級」「あいみ児童クラブ」を充実させ、「東西町放課後児童クラブ」を支援します。
児童館の充実	児童館の円滑な運営を行い、児童の適切な遊びと生活の環境を整え、その健康を増進し、情操を豊かにすることに努めます。町内全児童館の施設整備と運営の充実に努めます。
子育て支援情報提供の充実	子育て家庭が必要な情報を得られるよう、情報誌、ホームページ等のほか、子育て支援サイト「ほっぷすてっぷなんぶ」やアプリを活用した効率的な情報提供に努めます。

施策	概要
子育て支援制度の充実	子育て応援スタンプラリー事業、誕生祝い金、在宅育児世帯支援給付金、絵本の進呈事業、保育料負担軽減、病児・病後児保育利用料負担軽減、高校等通学定期券購入補助等、子育て家庭を支援する制度の充実に努めます。
一時預かり事業の実施	保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に、児童を一時的に預かる一時預かり事業を行います。
利用者支援事業の充実	子どもや保護者が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等の充実に努めます。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気等で児童の養育ができない場合に、児童養護施設等において短期間児童を預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を行います。
産後ケア事業	産後に家族等の支援が得られない母子に、施設において母子のケア、育児相談、授乳指導等を提供する産後ケア事業を行います。
子育て相談の充実	保健師と助産師、管理栄養士による乳幼児相談・子育てサロンや離乳食講習会のほか、乳児健診や役場窓口等において、気軽に相談できる体制を充実させます。



## (2) 保育サービスの充実

核家族や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の変化等、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。



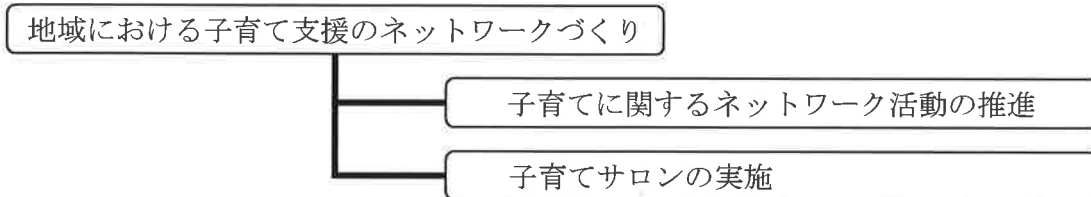
### 主な施策と概要

施策	概要
乳児保育事業の実施	0歳児（生後6か月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援と児童の健全育成を図ります。町内すべての保育園と認定こども園において実施できる体制の維持に努めます。
延長保育事業の実施	保護者の就労時間に柔軟に対応できるよう、保育時間の延長を行います。継続的にサービスを提供できる体制維持に努めます。
一時預かり事業の実施（再掲）	保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に、児童を一時的に預かる一時預かり事業を行います。
病児・病後児保育事業の充実	集団保育が困難な病中及び病気回復期にある児童を一時的に預かることによって、保護者の就労支援を行うため、利用料の負担軽減の維持に努めます。
地域子育て支援事業の充実	認定こども園を拠点とし、就園前の児童と保護者を対象とした地域子育て支援事業を行います。
幼児教育と学校教育の円滑な接続	保育園等、小学校、中学校の連携により、連続性のある保育と教育ができるよう努めます。
保育の質の向上	質の高いサービス提供に向けて、研修体制を充実させます。保育園等や保育士の自己評価の実施に取り組みます。
人材の確保と育成	保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できるよう、研修体制の充実を図ります。また、子育て支援事業等に従事する「子育て支援員」の確保に努めます。
子育て家庭の経済的負担の軽減	保育園等における保育料負担について、国の定める徴収基準額より減額し、今後も継続して軽減を維持できるよう努めます。また、保育園等の実費負担費用の助成については、今後検討を行います。



### (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援サービス全体の質の向上を図るため、関係機関、団体等のネットワークを形成し、子どもたちを地域社会の一員としていきいきと育み、安心して子育てができる環境づくりを行います。

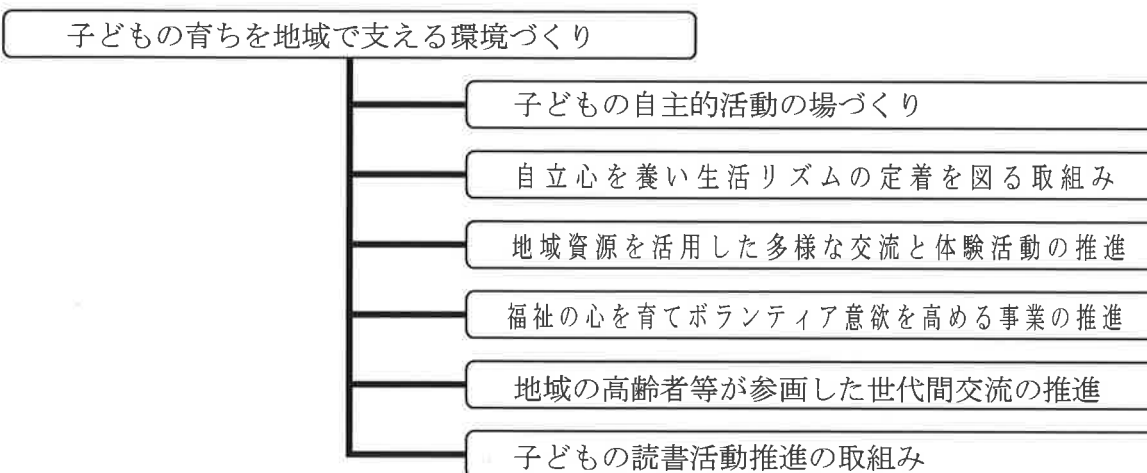


#### 主な施策と概要

施策	概要
子育てに関するネットワーク活動の推進	子育て世代を各分野から支援するため、子育てに関する関係機関、団体等との連携を深めるネットワークを形成し、相互の活動の推進を図ります。また、地域で子育て家庭を支援する人材の発掘と育成に努めます。
子育てサロンの実施	地域の子どもや保護者等の交流促進のため、仲間づくりやふれあいの場を提供します。

### (4) 子どもの育ちを地域で支える環境づくり

地域全体で子育て家庭を支援する気運を醸成し、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会を実現するため、以下の取組みを推進します。



主な施策と概要

施策	概要
子どもの自主的活動の場づくり	スポーツ少年団、子ども会、総合型地域スポーツクラブ等による子どもの自主的な活動を支援します。また、指導者・リーダー等の人材の育成と確保に努めます。
自立心を養い生活リズムの定着を図る取組み	町内一斉ノーメディアデー等、町内関係機関が連携して、自立心を養い生活リズムの定着を図る取組みを推進します。
地域資源を活用した多様な交流と体験活動の推進	地域の行事や活動等を通じて、子どもたちと地域の多様な人々が交流できる機会の充実を図るとともに様々な体験活動の推進に努めます。
福祉の心を育てボランティア意欲を高める事業の推進	社会福祉協議会、コミュニティ・スクール、地域振興協議会、子ども会等の活動を通じて、社会福祉の理解と関心を高め実践につながる意欲を育む事業を推進します。
地域の高齢者等が参画した世代間交流の推進	世代間の相互理解、高齢者の生きがいがいづくりにつながるよう、地域の高齢者等が参画した世代間交流を推進します。
子どもの読書活動推進の取組み	絵本の進呈事業、図書館事業等、子どもの読書活動推進のための取組みを、関係機関が連携して行います。



南部町立図書館キャラクターブッぽん

## 2. 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てを通じて、健康な子育て環境を確保するため、保護者の健康づくり、食育の推進、思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応を行います。

### (1) 母子保健と子どもの健康づくりの充実

母子の健やかな成長を支える環境を確保するため、妊娠期から出産期、子育て期を通じて切れ目のない支援を包括的に行う子育て包括支援センターネウボラを拠点として、関係機関との連携を図りながら、以下の取組みを実施します。



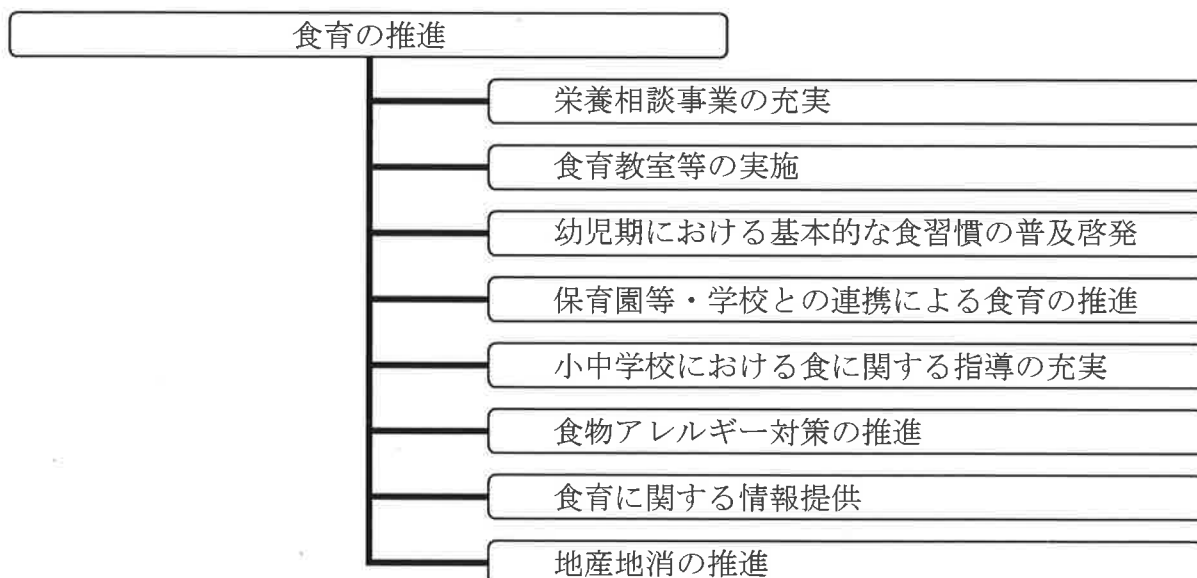
#### 主な施策と概要

施策	概要
相談支援体制の充実（子育て包括支援センターネウボラ※）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等についての相談支援及び産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートなど、産前産後を通じて安心してすごせる支援を行います。 ※ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、フィンランドでは、妊娠・出産・子育て期での切れ目のない支援を行う拠点を指す。
妊婦健康診査と産後健康診査の助成	安心して妊娠出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査費用を助成します（14回分）。多胎児の妊婦については、さらに5回分の助成を行います。また、産後も2回の健康診査費用を助成します。
パパママ教室の実施	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産前産後の情報や交流の機会を提供します。

施策	概要
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況を把握し、専門的な助言指導を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
養育支援訪問事業	乳児全戸訪問、乳児健診等により把握した様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が養育に関する相談、助言を行い、適切な養育が行われるよう支援します。
不妊治療の助成	不妊治療を必要としている家庭等への支援を図るため、不妊治療（特定不妊治療・人工授精等）にかかった治療費を助成します。
乳幼児健康診査の充実	乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、助言を行うとともに、疾病や発達障がい等の早期発見、早期対応を図るため、医療機関、関係機関等と連携し、健診内容の充実を図ります。なお、異常の早期発見だけでなく、生活指導や育児不安の相談、支援等に努めます。また、未受診者への受診勧奨や実態把握を行います。
予防接種の助成	定期予防接種の助成を行い、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を図るとともに、接種率の向上に努めます。
療育支援事業の充実	発達障がい等の可能性のある児童の早期発見と集団行動への適応促進を図るための療育相談や巡回相談を充実させます。
虫歯予防の推進	乳児健診等の機会を利用した、発達段階ごとの歯磨き・生活指導及び歯科検診、フッ素塗布等を行い、虫歯予防を推進します。
基本的な生活習慣の普及啓発	健診、子育て教室などあらゆる機会を通して、基本的な生活習慣の定着をめざした普及啓発を実施し、保育園等、学校、関係機関等の連携を強化します。

## (2) 食育の推進

「なんぶの食育プラン」の理念に基づき、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせない食育について、児童の発達段階に応じた連続的な支援を行うため、保育園等、学校や関係機関の連携により、以下の取組みを推進します。



主な施策と概要

施策	概要
栄養相談事業の充実	乳幼児相談時における栄養相談、随時の個別による栄養相談、乳児健診時における栄養指導を充実させます。
食育教室等の実施	乳幼児期から学童期の子どもと保護者に食の大切さを伝えるために、離乳食講習会、食育教室、親子料理教室等を実施します。
幼児期における基本的な食習慣の普及啓発	幼児期における基本的な食習慣の定着を図るため、保育園等における体験等を通じた食育活動を充実させます。
保育園等・学校との連携による食育の推進	児童の連続的な発達を支援するため、保育園等への栄養教諭や学校栄養職員等による訪問指導を実施します。また、小学校への就学に向けた接続が円滑に行われるよう関係機関の連携を図ります。
小中学校における食に関する指導の充実	小中学校では、栄養教諭や学校栄養職員による給食時間の訪問指導、学級活動等、児童生徒への食に関する指導を行います。
食物アレルギー対策の推進	近年増加している食物アレルギーに対応するため、保護者、保育園等、小中学校等、関係機関の連携により児童と保護者の不安の解消を図ります。
食育に関する情報提供	食育だより等を通じて、食に関する知識と理解を深めるための積極的な情報提供を行います。
地産地消の推進	家庭の食事や保育園等の給食、学校給食に地元食材の活用を図り、地産地消を推進し機会をとらえて子どもと保護者への啓発を行います。

南部町減塩イメージキャラクター

南部町学校給食  
食育キャラクター



げんきくん

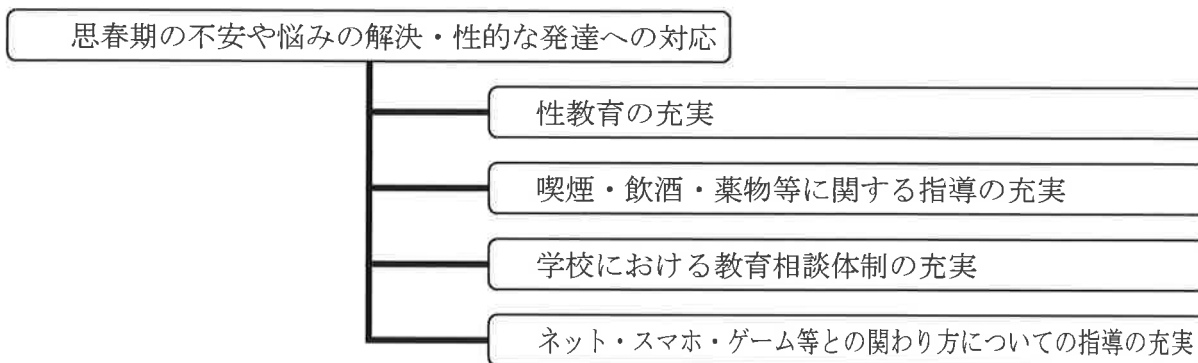


減塩おしょう

しょうから君

### (3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

学童期、思春期において、性や喫煙等についての健全な意識を養うとともに、不安や悩みの解決を図り、性的な発達への対応を行うため、専門家の確保や相談体制の充実等に努めます。



#### 主な施策と概要

施策	概要
性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する学習や、性感染症に対する正しい知識の普及のための学習機会の充実を図ります。
喫煙・飲酒・薬物等に関する指導の充実	児童生徒の発達段階に応じた、喫煙や飲酒、薬物等の危険性に関する学習機会の充実を図ります。
学校における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー等の活用を図りながら、教育相談体制の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる児童、保護者への働きかけや、教育支援センター等、関係機関等とのネットワークを活用して問題解決に向けた支援を行います。
ネット・スマホ・ゲーム等との関わり方についての指導の充実	情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、インターネット（SNS）や携帯電話（スマートフォン）、ゲーム等の安全な使い方の指導の充実を図ります。



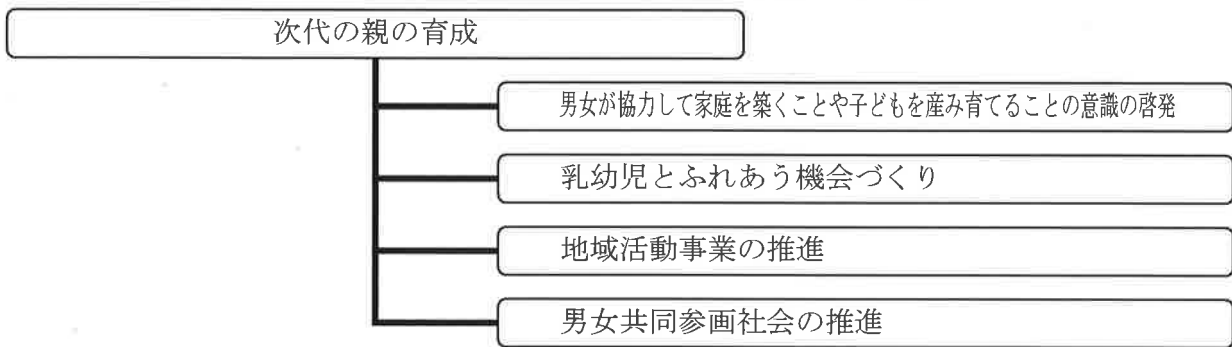
鳥取県「眠れてますか？」睡眠キャンペーン  
キャラクター「スーミン」南部町版

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化の進行により、次代の親が減少していくなかで、次代の親が子育てに喜びを感じながら、子どもとともに育ち合えるよう、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。

#### (1) 次代の親の育成

次代の親を育成するために、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることについて、各分野の機関が連携を図りながら教育や啓発に努めます。



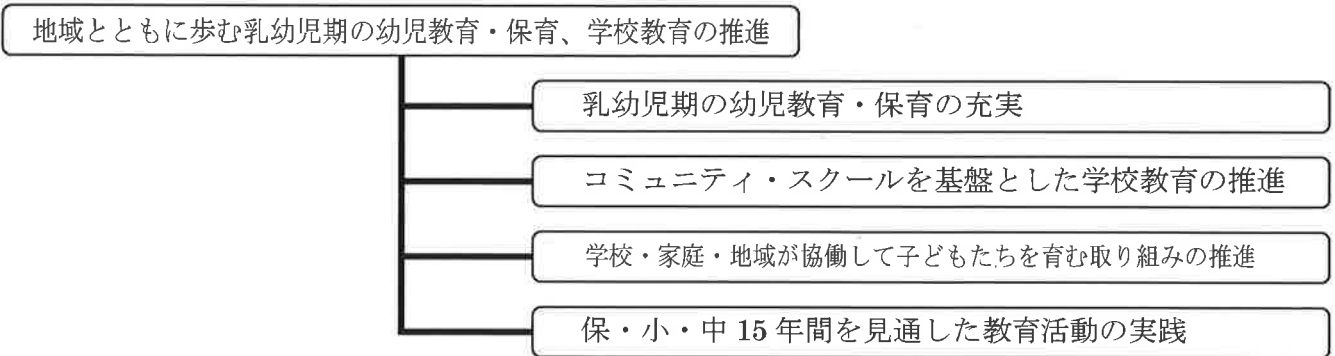
#### 主な施策と概要

施策	概要
男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意識の啓発	保育園等では、男女平等意識を育てる保育や教育を推進し、小中学校では、子育ての男女共同参画についての意識形成や技術習得のための指導を実施します。
乳幼児とふれあう機会づくり	次代の親になる子どもたちが、乳幼児とのふれあいを通して、乳幼児に対する愛着、子どもを産み育てること、子育ての喜びや楽しさを学ぶ機会を提供します。
地域活動事業の推進	子どもたちが地域に誇りを持てるよう、異年齢の交流、体験活動等を通じて地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。
男女共同参画社会の推進	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。



## (2) 地域とともに歩む乳幼児期の幼児教育・保育、学校教育の推進

すべての幼児、児童生徒が戸惑いなく安心して過ごすことができるために、保育園等から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を確立し、地域に開かれ、地域から信頼され、期待される保育園等や学校の姿を目指します。



### 主な施策と概要

施策	概要
幼児期の教育の充実	保育園等では、児童の基本的な生活習慣の定着と自尊感情の向上に努めると共に、実体験や遊びを通して主体的に学ぶ環境づくりに取り組みます。
コミュニティ・スクールを基盤とした学校教育の推進	コミュニティ・スクールを基盤とし、地域に開かれ、地域との協働による教育課程の充実と創造に努めます。
学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む取り組みの推進	学校・家庭・地域がめざす子ども像を共有し、役割分担しながら、子どもたちを育む取り組みへの参画を推進します。
保・小・中 15 年間を見通した教育活動の実践	南部町教育振興基本計画の理念に基づき、保育園等・小学校・中学校の連携により、就学前から中学校まで一貫した保育・学校教育の確立とその充実を図ります。

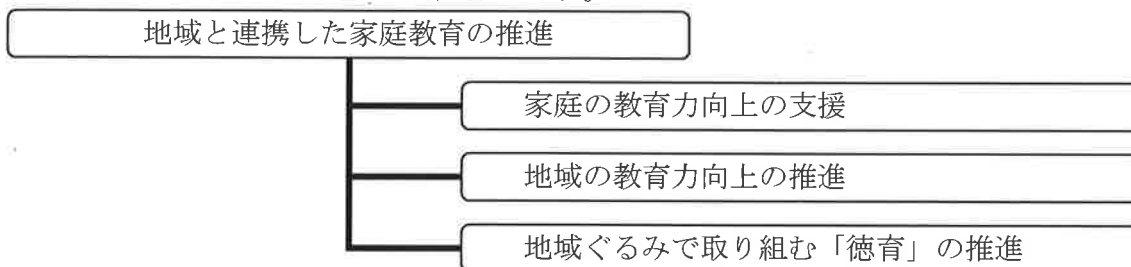


南部町学校事務共同実施マスコットキャラクター



### (3) 地域と連携した家庭教育の推進

園・学校及び地域との連携を基軸として、子どもや保護者の生活実態を踏まえた家庭教育を、以下の取組みを通じて推進します。



#### 主な施策と概要

施策	概要
家庭の教育力向上の支援	保護者だけでなく祖父母等も含めた大人の学習機会を提供し、親の学びを支援します。PTA、保護者会等と連携し、親同士のつながりと保護者への支援を強化します。
地域の教育力向上の推進	家庭教育の主体性を尊重しつつ、保育園等・学校・家庭・地域・行政がめざす子ども像を共有しながら、子どもの安全や発達に必要な取組みを工夫し、町全体で子どもの成長を見通した教育力の向上を図ります。
地域ぐるみで取り組む「徳育」の推進	子どもたちが身につけておくべき「徳」について、保育園等・学校だけでなく家庭や地域での学びの充実に取り組めます。また、大人自らが道徳的な行動を示す「おせの背中を魅せよう町民運動」を積極的に推進します。



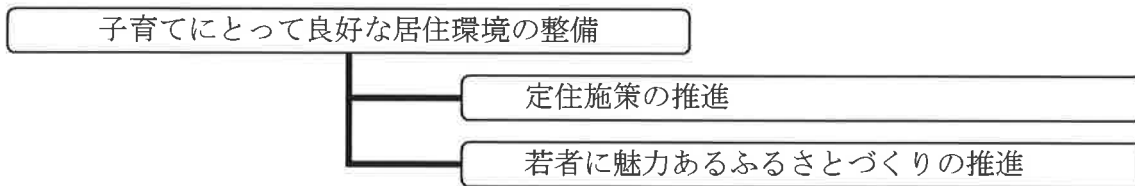
おせの背中を魅せよう町民運動ロゴマーク

#### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てができるよう、良好な居住環境の整備や安心して外出できる環境の整備等、安心・安全なまちづくりを推進し、子育てしやすい環境や、若者の定住を促進するための環境整備を行います。

##### (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、良好な居住環境を整備できるよう、定住施策を充実させるとともに、若い世代に魅力のあるふるさとづくりの推進に努めます。

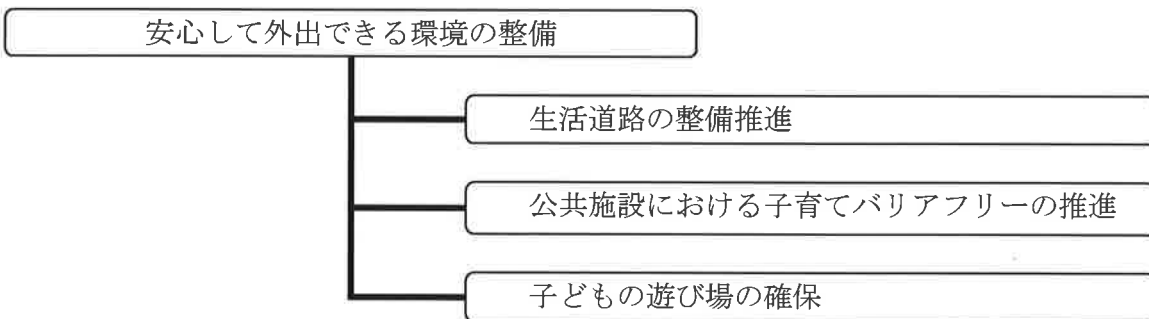


主な施策と概要

施策	概要
定住施策の推進	若者や子育て世代の定住を推進するため、定住施策を充実させます。
若者に魅力あるふるさとづくりの推進	若者のニーズを把握し、将来も定住したいと感じられるような魅力あるふるさとづくりを推進します。

##### (2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや親子が安心して外出できるよう、生活道路の整備、公共施設等におけるバリアフリー化、身近な場所で安心して遊ぶことのできる環境の確保に努めます。



主な施策と概要

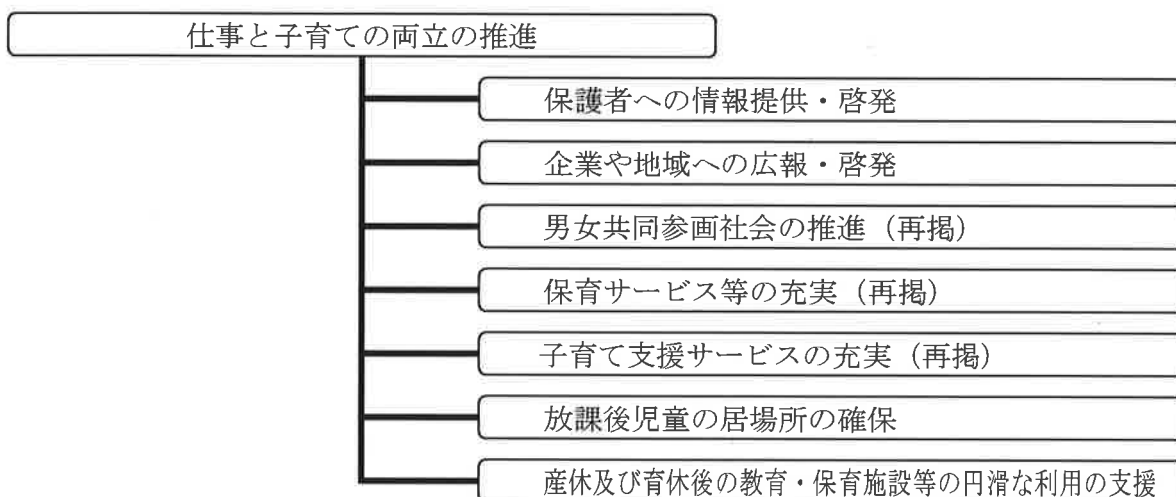
施策	概要
生活道路の整備推進	歩行者の安全に配慮した身近な生活道路の整備を推進します。
公共施設における子育てバリアフリーの推進	公共施設等の新築、改修、改築等にあたり、子育て世代に配慮したバリアフリーを推進します。
子どもの遊び場の確保	南部町子どもの広場整備計画に基づき、令和2年度の完成を目指し、東西町地内に就学前の児童を対象とした公園「南部町子どもの広場」の整備を行います。 また、既存の公共施設等の有効活用など、子どもたちの身近な地域で安心して遊べる場所の確保に努めます。

## 5. 仕事と家庭の両立

働く誰もが、生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と、働く人の働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

### (1) 仕事と子育ての両立の推進

働く人の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、事業主の理解と協力のもとに、両立支援のための法律、国の制度、県の取組みを踏まえ、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

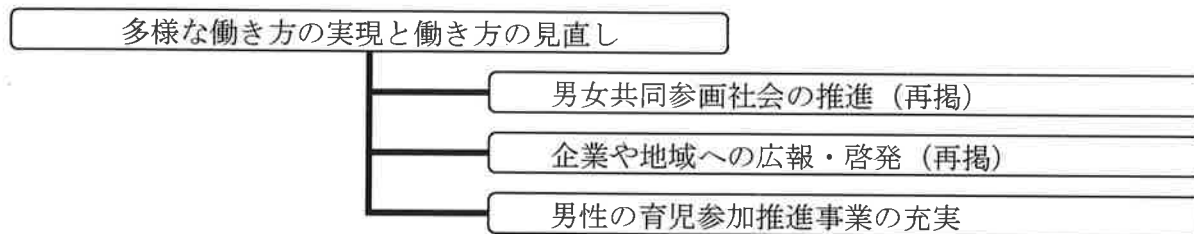


#### 主な施策と概要

施策	概要
保護者への情報提供・啓発	機会をとらえて、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発や情報提供に努めるほか、男女両方の働き方の見直しや男性の育児参加の促進に向けた啓発を行います。
企業や地域への情報提供・啓発	広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。
男女共同参画社会の推進（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
保育サービス等の充実（再掲）	多様化する保育ニーズに対応した保育施設の機能の充実を図るとともに、一時預かり、病児・病後児保育、延長保育等の充実に努めます。
子育て支援サービスの充実（再掲）	ファミリー・サポート・センターの会員拡大や利用促進を図り、利用者支援事業等の子育て支援サービスを充実させます。
放課後児童の居場所の確保	学童期の児童の安心安全な居場所を確保するため、児童館や放課後児童健全育成事業等の受入体制を整備します。
産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の支援	保護者が産休、育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、利用者支援事業による情報提供や相談支援等を行います。

## (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

各家庭や地域における男女共同参画社会への理解を深めるとともに、子育てしやすい職場環境への企業や事業主、職場の一人ひとりの理解を促進するため、以下の取組みを行います。



### 主な施策と概要

施策	概要
男女共同参画社会の推進 (再掲)	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。
企業や地域への啓発・広報	広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。
男性の育児参加推進事業の充実	男性の育児参加を促進するために、学び、相談、仲間づくりの機会を充実させます。

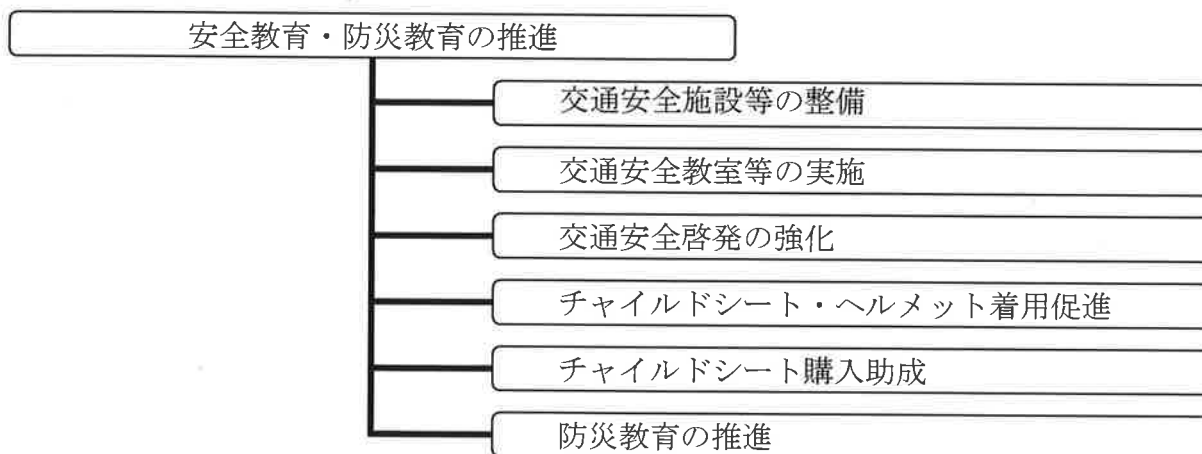
## 6. 子どもの安全確保

子どもの交通安全を確保するための取組み、子どもを犯罪被害から守るための活動の推進により、子どもと保護者の自覚を高めるための意識啓発等、地域ぐるみで子どもの安全を確保する環境をめざします。

### (1) 安全教育・防災教育の推進

子どもを交通事故等から守るため、関係機関が連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシート・ヘルメットの着用促進を図るための啓発等を行います。

また、防災に関する基礎知識の学習等を行い、災害時に地域で互いに助け合う意識を育むよう防災教育を推進します。

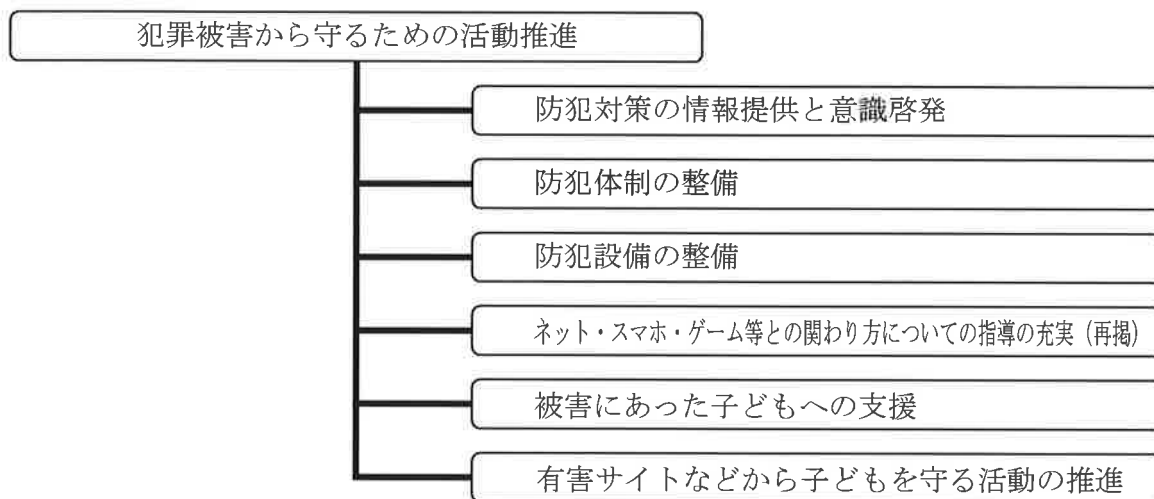


主な施策と概要

施策	概要
交通安全施設等の整備	子どもや子ども連れの保護者が安全に安心して通行できるような道路環境を整備するため、交通安全施設や標識等の点検を定期的に行い、交通安全施設等の整備に努めます。
交通安全教室等の実施	園・学校等で継続的な交通安全教室等を実施し、交通事故防止の意識の醸成に努めます。
交通安全啓発の強化	地域住民全体の交通安全意識を高めるための啓発を強化します。
チャイルドシート・ヘルメット着用促進	チャイルドシート、自転車用ヘルメットの着用徹底を図るための啓発を行います。
チャイルドシート購入助成	チャイルドシート購入費の助成を行います。
防災教育の推進	災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、子ども自らが安全を確保するための行動ができるよう基礎的な学習や訓練活動を推進します。また、災害発生時及び事後に、進んで地域の安全に役立つことができ、互いに助け合うよう意識の醸成を推進します。

(2) 犯罪被害から守るための活動推進

犯罪等から子どもを守るため、地域の防犯意識を向上させ、地域、保護者、学校等の関係機関が連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る地域社会の形成を推進します。



主な施策と概要

施策	概要
防犯対策の情報提供と意識啓発	警察等との連携により、子どもたちが犯罪に巻き込まれない、関わらない、起こさないための情報提供と意識啓発を行います。
防犯体制の整備	防犯パトロール、下校時のメロディーチャイムなど、地域、保護者、関係機関が連携して子どもたちを犯罪被害から守るための体制を整備します。
防犯設備の整備	防犯灯の設置や管理等、防犯設備の整備を引き続き推進します。
ネット・スマホ・ゲーム等との関わり方についての指導の充実(再掲)	情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、インターネット(SNS)や携帯電話(スマートフォン)、ゲーム等の安全な使い方の指導の充実を図ります。

施策	概要
被害にあった子どもへの支援	犯罪、いじめ、虐待等の被害にあった子どもの心のケアや保護者への相談・助言等を行うため、園・学校・要保護児童対策地域協議会等の関係機関が連携を図りながら、問題の解消に向けた早期対応を行います。
有害サイトなどから子どもを守る活動の推進	児童自らが有害サイト等から身を守るように、インターネット（SNS）や携帯電話（スマートフォン）、ゲーム等の正しい使い方の指導をはじめ、保護者に対するフィルタリングサービス利用の啓発など、有害環境から児童を守る環境整備に努めます。

## 7. 要保護児童等（被虐待児童・ひとり親児童・障がい児等）への対応

児童虐待の早期発見と未然防止対策、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実により、支援を必要とする子どもや家庭に対する適切な支援を切れ目なく行うことで、支援を要する子どもを地域ぐるみで見守り、すべての子どもが安心して生活できる地域社会をめざします。施策の推進にあたっては、県が行う施策との連携を図るとともに、本町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして行います。

### （1） 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての子どもの健やかな心身の成長と社会的自立を促すことをめざし、発生の予防から早期発見、保護、支援、アフターケアにいたるまで、一貫した切れ目のない支援を行うために、以下の取組みを実施します。

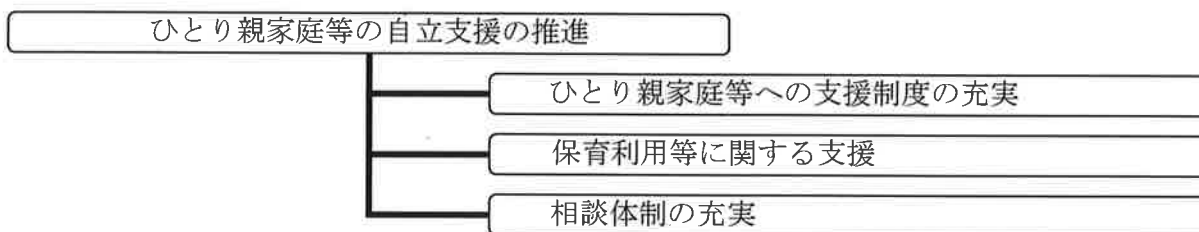


#### 主な施策と概要

施策	概要
家庭児童相談体制の充実	児童虐待に関する相談のみならず、すべての子ども・家庭の相談を受けるため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、保護者に対する適切な助言・指導を行い、虐待発生防止に努めます。
児童虐待防止ネットワークの充実	虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関のネットワークの確立を図り、問題解決に向けた体制整備をします。
育児不安を抱える家庭への支援	虐待行動につながる家庭の不安定さなどの相談に応じ、虐待の未然防止や早期対応を図ります。

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活を営み、安心して子育てができるよう、以下の取組みを行います。



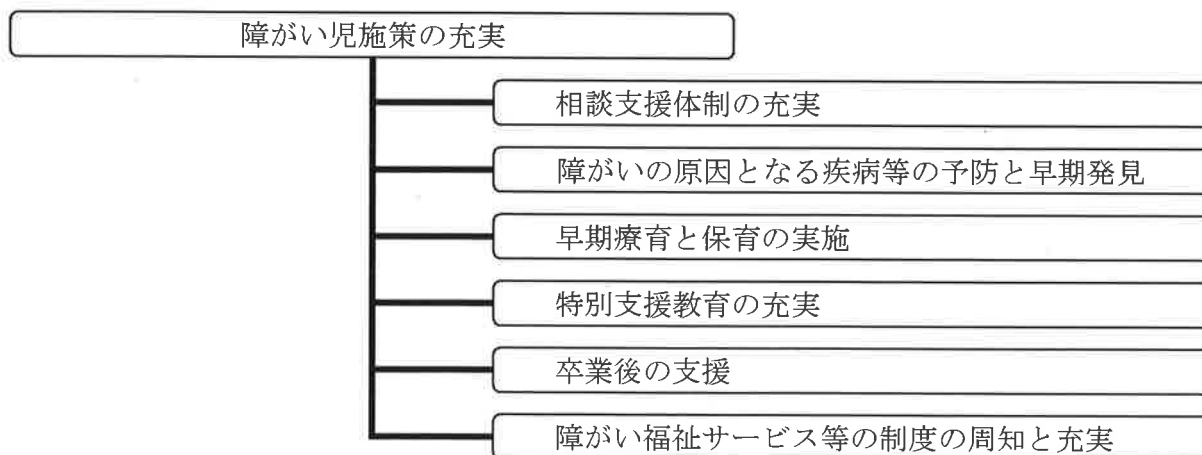
### 主な施策と概要

施策	概要
ひとり親家庭等への支援制度の充実	児童扶養手当、児童福祉手当、小中学校入学支度金、医療費助成等の各種の助成制度や事業の充実を図り周知に努めます。また、県等との協力により、就労支援に努めます。
保育利用等に関する支援	ひとり親家庭が就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うとともに、所得階層に応じた保育料の減免など、保育を利用しやすい環境づくりに努めます。
相談体制の充実	ひとり親家庭の抱える諸問題の相談に応じられるよう、各機関と母子父子自立支援員との連携強化を図るなど相談体制の充実を図ります。

## (3) 障がい児施策の充実

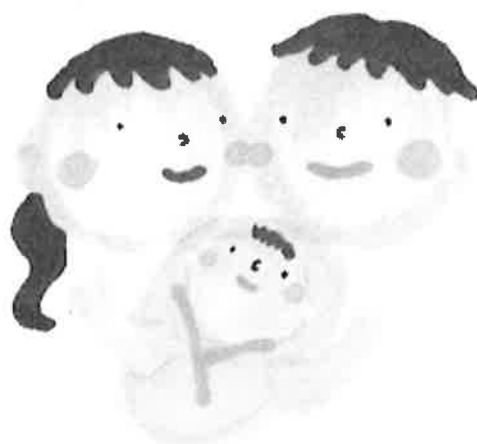
障がい児が、地域社会の中で安心して生活し、自立して社会参加を行うことができるよう、必要な支援を行う環境の整備や施策の充実が求められています。

南部町障がい者プランの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる「ともに支えあい元気に暮らすまちづくり」を実現するため、医療・福祉・保健・教育の各分野が連携し、子どもの発達段階に応じ、一貫したサポートを実施できるよう、体制の整備を行います。



主な施策と概要

施策	概要
相談支援体制の充実	発達上の心配や悩み等の相談を、保健師や保育士等に気軽に相談できる体制を整えます。また、児童の発達段階に応じて、関係機関が保護者と本人のニーズに応じた適切なサポートを行えるよう、支援体制を強化します。
障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。また、保育園等、学校等での健康診査等の適切な実施、疾患の相談等の機会の充実を図ります。
早期療育と保育の実施	健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育士と保健師や医師等の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体制を整備し、児童にとって必要な支援を行い、その発達を最大限に伸ばせるよう努めます。また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、相互の豊かな人格形成を図ります。
特別支援教育の充実	園・学校は、幼児・児童生徒の障がいの種類や程度、困り感等を把握し、円滑な就園・就学に努めます。また、特別な支援が必要な幼児・児童生徒が、社会の一員として自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況や教育的ニーズ等に応じて必要な支援が行われるよう環境を整え、充実を図ります。
卒業後の支援	学校卒業後の障がいのある人に対する適切な教育の場や就労の場の支援について、社会への移行支援体制づくりを関係機関が連携して行います。また、家族への支援や社会資源の活用に対する理解を深めるための相談支援体制を整備します。
障がい福祉サービス等の制度の周知と充実	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に基づいて実施される障がい福祉サービスが適切かつ効率的に提供できるよう、制度の周知と利用促進に努めます。また、町独自で実施する地域生活支援事業により、障がい福祉サービスの対象から外れる障がい児(者)に対する生活支援を推進します。





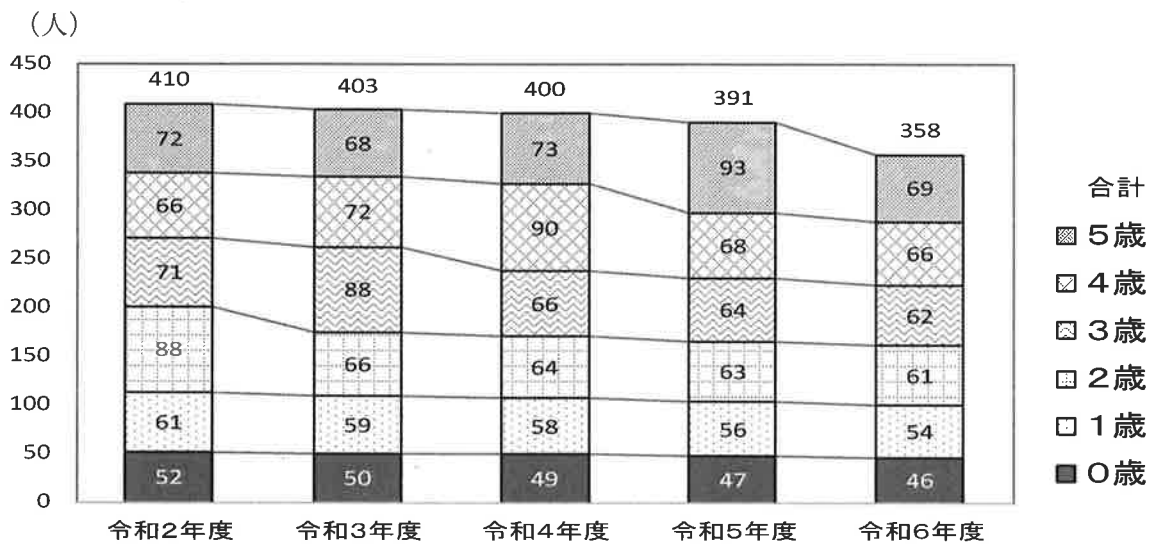
## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、平成31年3月に実施した「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」や以下の「児童人口の推計」をもとに、事業の利用実績や現在の供給状況、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

### ○児童人口の推計（令和2～6年度）

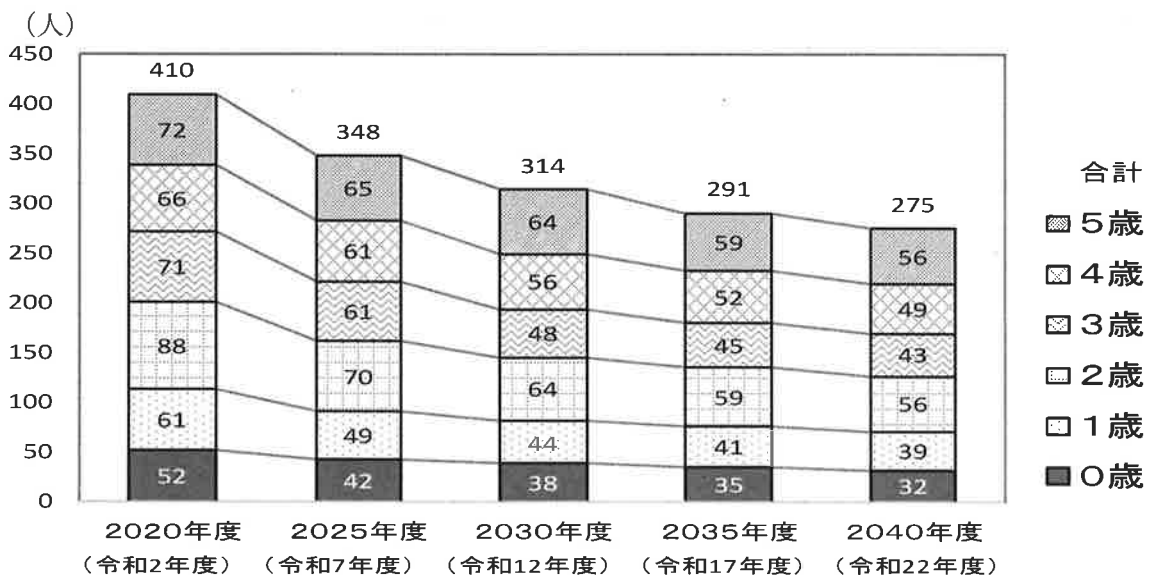
住民基本台帳人口に基づき、コーホート法により令和2～6年度の1歳ごとの児童人口を推計しました。



(参考)

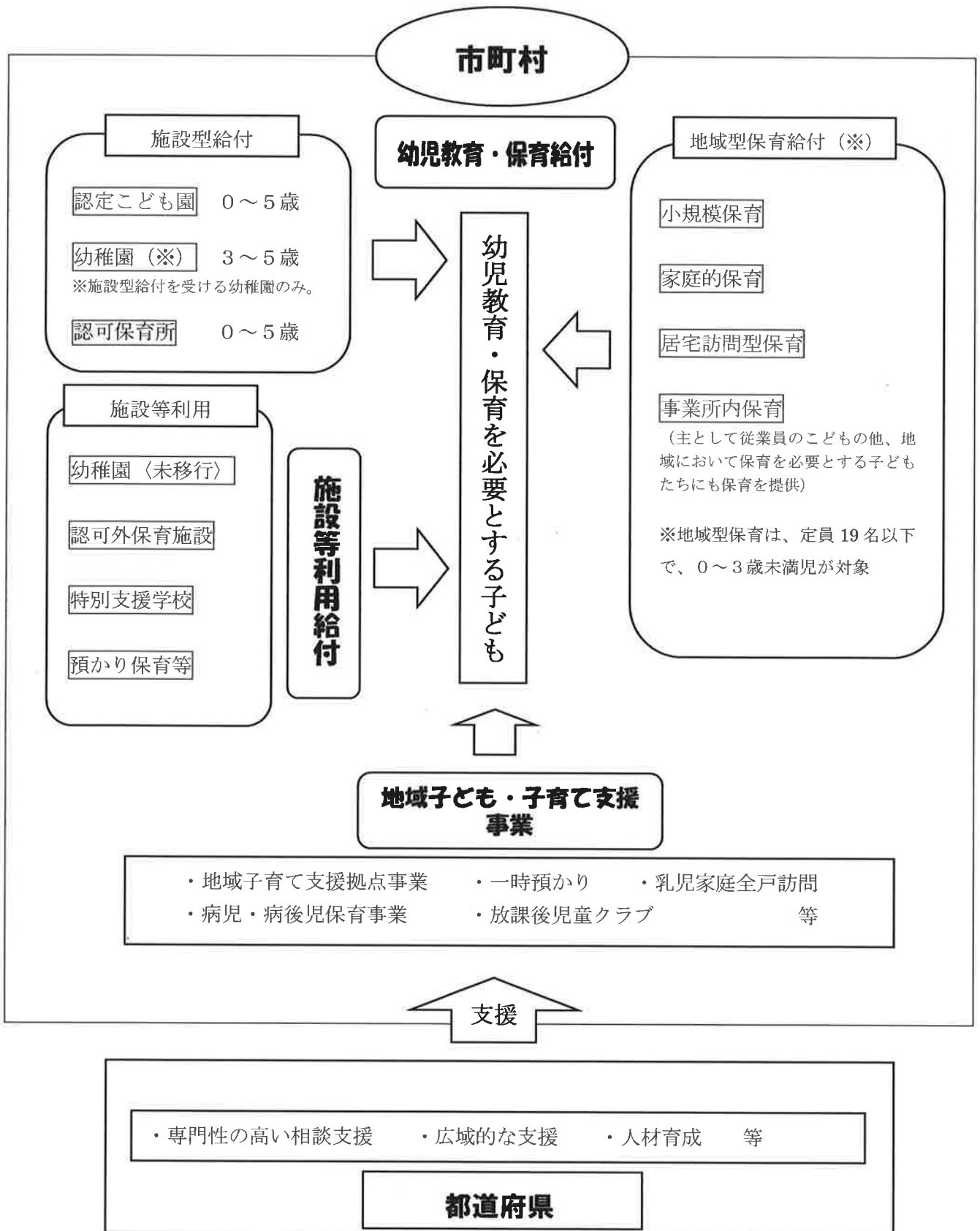
### ○2040年度までの人口推計（長期）

「社会保障・人口問題研究所の人口予測ベースシミュレーション」及び上記「児童人口の推計」に基づき、2040年度までの児童人口を推計しました。



# 1. 子ども・子育て支援法に係る体系

(1) 子ども・子育て支援法に係る体系図



(2) 子ども・子育て支援法に規定する事業

	認定区分	認定要件	受入施設
幼児教育・保育給付	1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
	2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
	3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業

	事業名	事業内容
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報等の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
	②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
	④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
	⑤・養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
	・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
	⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業・夜間養護等事業)
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
	⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
	⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
	⑩病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を提供する事業
	⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	

## 2. 提供区域の設定

### (1) 区域設定の考え方

本町における幼児教育・保育の提供区域の設定にあたっては、下記の項目を勘案し、南部町全域で幼児教育・保育の量の見込みを定めます。

- 保護者の仕事に合わせた幼児教育・保育の特性を踏まえた選択ができること
- 量の調整に柔軟に対応できること
- 利用者の細かなニーズに柔軟に対応できること

### (2) 提供区域

#### ① 幼児教育・保育提供区域…南部町全域

本町の公立保育園の利用対象者は、町全域の子どもとしています。今後も南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

#### ② 地域子ども・子育て支援事業…町全域

現在実施している子育て支援事業は町全域を対象に実施しています。今後も、南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

	子ども・子育て支援法に規定する事業	区域
幼児教育・保育	1号認定（3～5歳 幼児期の学校教育のみ）	南部町全域
	2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）	南部町全域
	3号認定（0歳、1～2歳の年齢区分ごと保育の必要性あり）	南部町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	南部町全域
	② 地域子育て支援拠点事業	南部町全域
	③ 妊婦健康診査	南部町全域
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	南部町全域
	⑤ 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	南部町全域
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	南部町全域
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	南部町全域
	⑧ 一時預かり事業	南部町全域
	⑨ 延長保育事業	南部町全域
	⑩ 病児・病後児保育事業	南部町全域
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	南部町全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	南部町全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	南部町全域

### 3. 幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容

#### (1) 幼児教育・保育の量の見込みと確保内容

町内に居住する就学前の子どもについて、現在の保育園等の利用状況と利用希望を踏まえ、国の定める以下の区分で設定します。

##### 【提供区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3歳～就学前、幼児期の学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳～就学前、保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号認定	0歳～2歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業

幼児教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」 単位：人

区 分	令和2年度				令和3年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)	11	196	32	107	11	213	34	100	
確保 内容	保育園、認定こども園、幼稚園 (幼児教育・保育施設)	20	226	37	118	20	226	37	118
	地域型保育事業			15	9			15	9

区 分	令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳	
量の見込み	11	206	34	97	11	184	32	95	11	179	32	92	
確保 内容	幼児教育・保育施設	20	226	37	118	20	226	37	118	20	226	37	118
	地域型保育 事業			15	9			15	9			15	9

- 1号認定の児童は、平成27年度から、町内の認定こども園でも受入を開始し、平成30年度から町外の幼稚園が認定こども園に移行したことにより、選択肢が増えています。
- 2号認定の児童は、当面の間、町内施設で十分に受け入れが可能であることから、町内保育園・認定こども園4園での受け入れを行います。町立保育園の整備については、関係保護者、保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等を勘案したうえで、随時柔軟な見直しを進めていきます。
- 3号認定については、待機児童対策として、平成31年度から小規模保育園1か所の整備と事業所内保育に地域枠を設けています。ただし、さらに待機児童が生じた場合は、保育士の確保をすすめながら、適宜計画の見直しを行います。

## (2) 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本町では、平成27年度から、既存の保育園から保育所型認定こども園へ1施設を移行しています。

今後は、これまで培ってきた知識・技能を活かし、提供内容の質の維持・向上を図るため、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する保育を実施するほか、幼児期の環境が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを認識し、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

また、認定こども園は、地域における子育て支援の役割を担い、すべての子育て家庭を対象とした親子の集いの場の提供等を行うことから、子育て支援の地域における拠点施設として、利用者の利便の向上に努めます。

認定こども園及び保育園は、それぞれの園の特徴を活かした園づくり、園運営を行うとともに、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育士による合同研修、教員や保育士の交流・研修等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

また、定期的な会議や研修等を通じて情報共有を図るなど、協力体制を構築し、密接な連携に努めます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の該当事業の利用状況と、ニーズ調査で把握した今後の利用希望を踏まえ、以下のとおり設定し確保するものとします。

### (1) 利用者支援事業

(か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② 確保内容	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### 【確保の内容の考え方】

- 子育て支援員が個々の保護者の立場に寄り添いながら必要な情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行い、適切な事業や施設の利用につなげられるよう、各家庭への支援を行う「基本型」を1か所で実施します。
- また、保健師が専門的な見地から妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等を行う「母子保健型」を1か所で実施します。
- 子育て包括支援センターネウボラでは「基本型」と「母子保健型」を一体的に実施します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

(延利用者数・か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人数	2,140	2,076	2,033	1,969	1,905
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保内容	人数	2,140	2,076	2,033	1,969	1,905
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【確保の内容の考え方】

- 平成31年度から子育て総合支援センターのびのびと子育て交流室あいあいを統合し、子育て交流室あいあい1か所で拠点事業を実施しています。
- 乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

## (3) 妊婦健康診査

(延利用回数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	回数	728	700	686	658	644
② 確保内容	回数	728 (14回/人)	700 (14回/人)	686 (14回/人)	658 (14回/人)	644 (14回/人)

※多胎妊婦の場合は、別に5回

### 【確保の内容の考え方】

- 町内には、妊婦健診を実施する医療機関がありませんので、県内と一部県外の施設で受診された回数(14回まで)の助成をしています。
- 今後の各年度の受診券交付見込数に上限14回を見込み、助成するものとします。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

(対象訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	件	52	50	49	47	46
② 確保内容	件	52	50	49	47	46

### 【確保の内容の考え方】

- 医療機関での管理が施されている等、特段の事情により訪問を希望されない場合等を除いて、基本的にはすべての出生児童を対象に訪問を行っています。
- 全出生児童を対象とするため、各年度の出生見込数を訪問するものとします。

## (5) 養育支援訪問事業その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

(対象訪問件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	件	4	4	4	4	4
② 確保内容	件	4	4	4	4	4

### 【確保の内容の考え方】

- 近年、要保護や要支援児童等が増加しており、養育支援が必要な家庭に対して、早期に養育に関する相談、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する必要があります。
- 支援が必要と判断したケースにはすべてのケースを対象に支援を行うものとします。

### (6) 子育て短期支援事業（ショート・ステイ事業）

（延利用者数・か所数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人数	2	2	2	2	2
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保内容	人数	2	2	2	2	2
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【確保の内容の考え方】

○利用料について、他市町村の状況を見ながら、必要に応じて検討を行います。

### (7) ファミリー・サポート・センター事業

（延利用者数・か所数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人数	20	25	30	35	40
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保内容	人数	20	25	30	35	40
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【確保の内容の考え方】

○平成31年4月から直営に変更し、子育て支援課（健康管理センターすこやか内）に窓口を設置しています。見直しを行いながら、会員拡大や利用促進を図ります。

### (8) 一時預かり事業

（延利用者数・か所数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人数	360	360	360	360	360
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保内容	人数	360	360	360	360	360
	施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【確保の内容の考え方】

○平成28年度から2か所で実施していましたが、令和2年度から1か所で実施します。また、継続して実施できるよう保育士確保に努めます。

### (9) 延長保育事業

（延利用者数・か所数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人数	110	110	110	110	110
	施設	4(6)か所	4(6)か所	4(6)か所	4(6)か所	4(6)か所
② 確保内容	人数	110	110	110	110	110
	施設	4(6)か所	4(6)か所	4(6)か所	4(6)か所	4(6)か所



### 【確保の内容の考え方】

- 延長保育は、保育標準時間の利用時間（7時30分～18時30分）と保育短時間の利用時間（8時30分～16時30分）を超える時間帯が対象となります。
- 保育標準時間を超える時間帯の延長保育は4か所（小規模保育園1か所と事業所内保育園1か所を含む）、保育短時間を超える時間帯の延長保育は6か所（小規模保育園1か所と事業所内保育園1か所を含む）で実施します。

### (10) 病児・病後児保育事業

(延利用者数・か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人数	400	400	400	400	400
	施設	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
② 確保内容	人数	400	400	400	400	400
	施設	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

### 【確保の内容の考え方】

- 町内1か所、町外3か所で実施しており、利用料について各機関の利用状況、他市町村の状況を見ながら、必要に応じて検討を行います。

### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(実利用者数・か所数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人数	160	157	153	148	146
	1年生	49	48	47	46	48
	2年生	34	33	32	31	31
	3年生	39	34	33	32	31
	4年生	20	25	22	21	20
	5年生	14	12	15	13	12
	6年生	4	5	4	5	4
	施設	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保内容	人数	160	157	153	148	146
	施設	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

### 【確保の内容の考え方】

- 対象を小学生とし、現在町内4か所で実施していますが、年々、保護者の就労機会の増加や就労形態の変化により需要は高まっており、利用時間の延長、休日の実施、対象学年の拡大に対する要望が多くなっているため、必要に応じて検討を行います。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【確保の内容の考え方】

- 状況を見ながら必要に応じて検討します。

### (13) 多様な主体の参入促進事業

#### 【確保の内容の考え方】

- 事業の需給の状況を把握しながら必要に応じて検討していきます。

## 第6章 保育園のあり方について

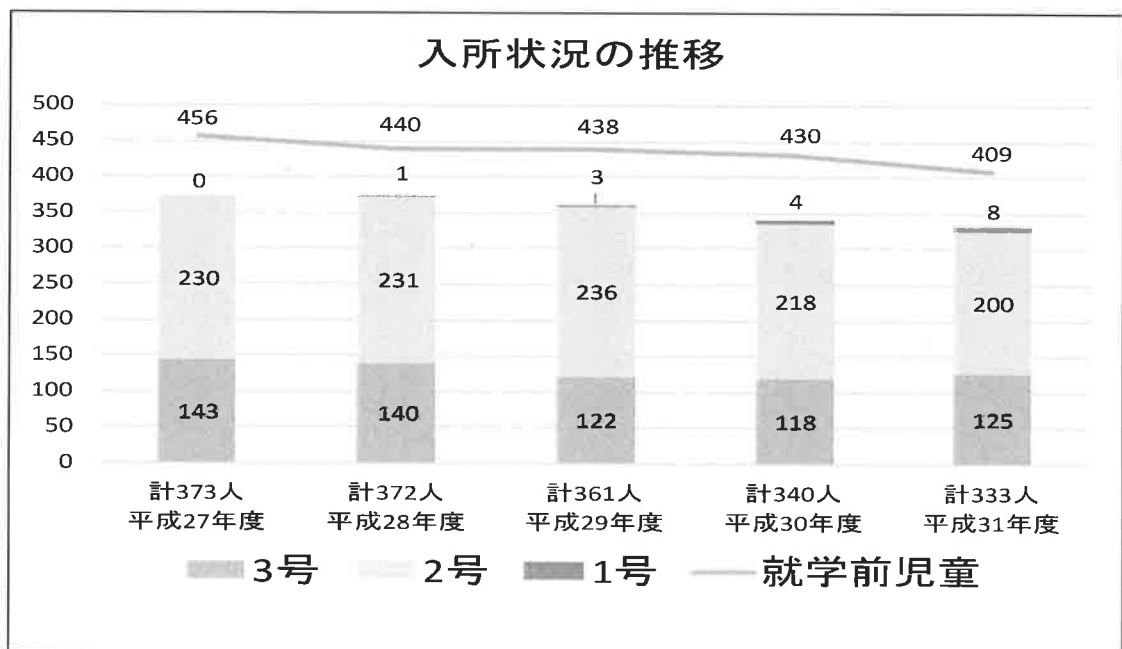
### 1. 背景

全国的に少子化や女性の社会進出や共働き世帯の増加など、社会状況の変化の中で保育ニーズが多様化しています。また、第2章「4. 南部町の子ども・子育て支援の課題」で示されているように、子育て環境の充実が今まで以上に求められています。そのなかで、本町の保育行政は、計画的な施設整備や待機児童の解消を図り、厳しい行財政状況の中、保育の質の向上と効果的な運営が求められています。

### 2. 幼児教育・保育等の状況

本町においては就学前児童の人口が年々減少傾向にあり、また、認可保育園等への入所希望者も年々減少している状況にあり、今後も減り続けることが見込まれています。これまでの本町における待機児童は全て0歳児で占められており、育児休業取得後、早期の仕事復帰を望む保護者が0歳児から保育園等への入園申込みを行うことなどが理由と考えられます。また、3歳未満児は希望する保育園等への入園が難しい状況を踏まえ、0歳児からの申込みを行う保護者も増えています。これらの状況から、今後の待機児童対策には低年齢児の受入れ枠の確保が重要となります。

(1) 南部町の就学前児童人口と保育所等の入所人数の推移（住民基本台帳各年4月1日現在）



(2) 認定区分・施設ごとの入所人数 (平成 31 年 4 月 1 日現在) (人)

認定区分	利用したい施設	幼稚園	保育園	認定こども園		地域型保育	合計
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕		
3歳以上	教育標準時間認定 1号認定	5		3			8
	保育認定 2号認定		131		69		200
3歳未満	保育認定 3号認定		68		37	20	125
合計		5	199	3	106	20	333

(3) 入園希望状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在) (人)

年齢	一次募集			②のうち ①のうち 一次募集で 希望園に入れ なかった人数	③のうち 二次募集で 入園できた人数
	新規入園	転園希望	① 合計		
0歳児	20	0	20	12	12
1歳児	36	1	37	9	9
2歳児	15	2	17	3	3
3歳児	5	2	7	0	
4歳児	3	1	4	0	
5歳児	0	1	1	0	
合計	79	7	86	24	

(4) 保育士の配置基準 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

※0歳児は4、5歳児と比較して、最大10倍の保育士数を確保する必要があります。

年齢	配置基準 (県基準を採用)
0歳児	児童3人に対し保育士1名
1歳児	児童4.5人に対し保育士1名
2歳児	児童6人に対し保育士1名
3歳児	児童20人に対し保育士1名
4歳児	児童30人に対し保育士1名
5歳児	児童30人に対し保育士1名

(5) 南部町の待機児童数の推移 (公表値)

年度	4月1日現在	10月1日現在	備考
平成26年度	0人	0人	
平成27年度	0人	0人	
平成28年度	0人	0人	
平成29年度	0人	7人	※全て0歳児
平成30年度	0人	10人	※全て0歳児
平成31年度(令和元年度)	0人	0人	

## (6) 保育園整備における課題

町立保育園のうち古いものは昭和55年に建設しており、今後5年以内に築40年を迎える園もあります。在園児の安全や安心のためにも、老朽化した園舎の建替えや改修などを計画的に行っていく必要があります。

### ○町内施設の状況 (平成31年4月1日現在)

施設名	所在地	施設	管理・運営	定員	入所人数	経過年数	敷地面積	建物面積	備考
認定こども園 すみれこども園	法勝寺 1008	公設 公営	町	120人	106人	4年 平成27年 (2015年) 3月建築	4,412 ㎡	1,591 ㎡	木造 一部鉄骨造
つくし保育園	阿賀 869-3	公設 民営	指定管理 ※指定管理者： 社会福祉法人 伯耆の国 (H24.4月 ～R4.3月)	120人	84人	29年 平成2年 (1990年) 3月建築	3,908 ㎡	1,026 ㎡	鉄骨造
さくら保育園	天萬 1444-1	公設 民営		90人	58人	38年 昭和55年 (1980年) 9月建築	2,986 ㎡	813 ㎡	鉄筋コンク リート造
ひまわり保育園	市山 746-1	公設 公営	町	60人	57人	36年 昭和58年 (1983年) 2月建築	4,424 ㎡	652 ㎡	鉄筋コンク リート造
小規模保育園 南部町ベアーズ ※平成31年4月 ～開園	東町 4-19	公設 民営	社会福祉法人 尚徳福祉会	19人	18人	15年 平成15年 (2003年) 12月建築	676 ㎡	220 ㎡	H31.3 改装
さくらキッズ ※平成31年4月 ～認可保育園	倭 397	事業所内 保育所	西伯病院	地域枠 5人	地域枠 2人	8年 平成23年 (2011年) 3月建築	86㎡	75㎡	地域枠の他 従業員枠 7人
計					325人				

## 3. 整備方針・方向性

これまで本町では、地域における子育て支援の充実を図るため、認定こども園の新設や指定管理による保育園運営に取り組んできました。

また、全国的な課題となっている保育士の人材不足は本町にも影響しており、保育士の処遇改善等による人材確保策を進めているところです。

町内の保育園の中では、町立保育園3園において園舎の老朽化による課題に直面していますが、児童数が減少傾向にあり、入所見込み数も減少することも考えられることから、多様な保育サービスの提供の維持や拡大を目的に、総合的な整備計画を立てる必要があります。

こうした様々な状況を受け、本計画において具体的な確保方策を定めるとともに、入所児童数の推移による施設数及び規模の適正化を図るため、保育施設の整備方針を明確化し、本町の保育や子育て環境の充実に資するものとして定めるものです。

また、本町においては0歳から2歳児の待機児童が増加傾向にあり、この解消が課題となっています。そのため、0歳から2歳児までを対象とした小規模保育事業

の活用により待機児童の多い年齢の定員を集中的に拡大するとともに、小規模保育事業の課題となる3歳以上児の受入枠の確保先として、認可保育園の受入枠の拡大などの取り組みを進め、直面する課題の解決並びに保育園やこども園が小規模保育園と連携して、多様な保護者ニーズに対応していきます。

#### 4. 保育園等の具体的な計画（目標）

##### （1）保育園の整備

幼児教育・保育の量の見込み及び確保策に基づき、保育士不足の解消を図りながら、民間事業者の力を活用した小規模保育園の設置を必要に応じて検討していきます。

小規模保育は、待機児童の多い0歳から2歳児までの受入れ事業として待機児童解消に効果的な一方、3歳以上児の受入先の確保が課題となることから、町立保育園において3歳以上の受入枠の確保を行い、連携可能な施設の定員拡大に併せて、小規模保育事業者の参入の支援をすすめます。

また、保育園の老朽化対策や多様な保育サービスの提供を行うため、入所児童数の推移による施設数及び規模の適正化を図りながら、保育園の統合による建替えと大規模改修による長寿命化を含めた検討を行っていきます。

##### （2）保育関係施設との連携・交流・支援

○各保育園が協力して町内の保育関連施設との連携・交流などの、町内の保育の質向上や子育て支援を行います。

○会見地区では、各保育園において月1回程度、園児以外の乳幼児が遊びや製作・行事への参加する機会やクラス保育に参加する機会を設けるなど、同年齢の子どもの様子を知ってもらう園開放を実施します。また常時、園開放を行い、保育園で遊ぶ機会を提供しながら、必要に応じて育児相談を実施します。

○すみれこども園「子育て交流室あいあい」は、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供などの基本的な機能のほか、利用者支援を充実させることにより、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。

##### （3）保育士の人材育成とその活用

町内保育園においては、入所児童や特別な支援を必要とする児童への対応、保育の質の向上、また、保護者支援や地域の子ども・子育て支援のための人材育成に取り組んできたところですが、近年では、特に支援を必要とする児童が増加しており、これに対応する職員の育成や、町内の幼児教育・保育施設との連携・支援など、町全体の保育サービスの向上をはかる役割が求められています。また、町内保育園の経験豊かな人材を活用して、教育委員会と連携して地域における子育て支援を行うなど、地域全体の子ども・子育て支援向上に努めます。

参考資料

1. 計画策定の経過

年月日	事項	内容
平成31年3月1日～ 平成31年3月22日	子ども・子育て支援事業計画 策定のためのアンケート調査	未就学児保護者の事業等の利用希望等
令和元年5月28日	第1回子ども・子育て会議	計画策定に係るスケジュール、アンケート 調査結果等
令和元年10月2日	第2回子ども・子育て会議	確保方策の報告、意見収集
令和元年11月20日	第3回子ども・子育て会議	新計画案報告
令和元年12月10日～ 令和元年12月23日	パブリックコメント	計画案について意見募集
令和2年2月19日	第4回子ども・子育て会議	新計画最終審議

2. 南部町子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏名	団体機関名・役職名等	備考
1号委員	子どもの保護者	橋本 真介	保育園保護者代表 (すみれこども園保護者会役員)	
		恩重 善宏	小中学校保護者代表 (法勝寺中学校 PTA 会長)	平成31年4月まで
		遠崎 和宏	小中学校保護者代表 (南部中学校 PTA 会長)	令和元年5月から
2号委員	子ども・子育て支 援に関する事業に 従事する者	國本 英子	南部町社会福祉協議会 事務局長	平成31年4月まで 副会長
		木村 朋子	会見第二小学校校長	令和元年5月から 副会長
		田子 由以子	社会福祉法人伯耆の国 課長	
		古曳 泰子	子育て交流室 あいあい保育士	
		杉本 正春	町立児童館長	
		古都 好治	教育委員会事務局 幼児教育・保育専門員	
		前田 かおり	健康福祉課 課長補佐	
3号委員	子ども・子育て支 援に関し学識経験 のある者	宮倉 清美	元統括園長	
		野口 高幸	町立公民館長	会長

### 3. 南部町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 南部町は、南部町子ども・子育て支援事業計画へ子育て当事者等の意見を反映させることをはじめ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、南部町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- (3) 南部町子ども・子育て支援事業計画に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議に関する事

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (4) 公募による者
  - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が召集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、所管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が町長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4. 用語集

### 【あ行】

用語	説明
育児休業（制度）	労働者が、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児のための休暇を取得することができる制度のこと
1号認定	満3歳以上で教育のみを必要とする就学前の子どもの認定
延長保育	保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業

### 【か行】

用語	説明
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、認可保育所のこと
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。 1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる
子育てサロン	主に0～3歳の未就園・未就学児とその親が、地域の中で活動を通じて子育てを楽しみながら仲間を作り、交流できる憩いの場
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業
子ども（児童）	児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す <関連用語の定義> ・児童 乳児 満1歳に満たない者 幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者 （児童福祉法より） ・若者 思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者（青少年育成施策大綱より）
子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法の法的根拠を基に、国は、市町村の児童虐待防止の体制強化を図るため、令和4年度までに全市町村に設置することとされている。 専門性を有する子ども家庭支援員を配置し、虐待対応のみでなく、地域全ての子どもや家庭の相談を受ける。地域の資源を有機的に繋ぐ在宅支援を行い、子育て包括支援センターと連携しながら、原則として18歳までの全ての子どもとその家庭と妊産婦等を切れ目なく継続して支援する。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の



	整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

### 【さ行】

用語	説明
3号認定	満3歳未満で施設等での保育を必要とする子どもの認定
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置 国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う
施設等利用給付	施設等利用給付認定子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う
児童虐待	保護者がその監視する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト、言葉などによる心理的虐待を行うこと

### 【た行】

用語	説明
地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として認可・確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）」を言う
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業

### 【な行】

用語	説明
2号認定	満3歳以上で施設等での保育を必要とする子どもの認定
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを

	聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業
--	--

### 【は行】

用語	説明
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする住民が、育児支援・家事支援を提供できる住民から子育て支援を受ける事業
保育の必要性（の認定）	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの

### 【や行】

用語	説明
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
要保護児童等	要保護児童、要支援児童、特定妊婦の3つを指す。 <関連用語の定義> ・要保護児童：保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童 ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法より）

### 【ら行】

用語	説明
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数 「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。



**南部町**

発行・編集／南部町子育て支援課

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭 482 番地 電話 0859-66-5525